

(仮称)

いたばし子ども・若者・子育て応援プラン2030
素案

令和7年11月
板 橋 区

目 次

第1章 策定方針

1 計画策定の趣旨	2
2 計画の位置づけ・性格	2
3 計画期間	3
4 計画の構成	3
5 計画の対象	3
6 区民（子ども）参加と策定体制	4

第2章 現状と将来予測・課題の整理

1 子ども・若者・子育て世代人口の推移	7
2 区民（子ども）の声	12
3 国や東京都の政策動向	22
4 これまでの区の取組	25

第3章 基本理念とビジョン・政策

1 基本理念	30
2 ビジョンと政策	32
3 子ども政策Ⅰ「少子化対策バージョンアップ戦略」	35
4 子ども政策Ⅱ「ライフステージ別基本施策」	47
5 子ども政策Ⅲ「誰一人取り残さない支援施策」	56
6 計画指標	66

第4章 計画の推進

1 子どもの権利の尊重・声を聴く機会の確保	68
2 子育ての学び・家事・子育てへの参画	69
3 人材確保・育成支援	70
4 進行管理	71

参考資料

1 策定経過	73
2 板橋区子ども・子育て支援本部設置要綱	74
3 板橋区子ども・子育て会議条例	76
4 板橋区子ども・子育て会議委員名簿	77
5 いたばし子育て支援・社会的養育推進プラン2029の概要	78

第1章

策定方針

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置付け・性格
- 3 計画期間
- 4 計画の構成
- 5 計画の対象
- 6 区民（子ども）参加と策定体制

1 計画策定の趣旨

○板橋区では、板橋区基本計画 2025 及び地域保健福祉計画「地域でつながるいたばし保健福祉プラン 2025」における子ども政策分野の個別計画として「いたばし子ども未来応援宣言 2025」（以下、応援宣言 2025）を策定し、着実に推進してきました。

○この期間において、乳幼児親子を主な対象とした子育て応援児童館 C A P' S への再編、「あいキッズ」の全校展開、学童・保育所待機児童ゼロの達成、板橋こども動物園のリニューアル、改築後の中央図書館を発信拠点とした「絵本のまち」のブランド力強化、児童相談所設置市として子ども家庭総合支援センターの開設を契機とした切れ目のない子育て支援の充実など、国から選定された S D G s 未来都市として、子育てのしやすさが定住を生む教育環境都市の実現に一定の成果を上げ、令和 6（2024）年には、「共働き子育てしやすいまちランキング」（日経 xwoman）において全国 3 位（都内 1 位）という高い評価を獲得しました。

○少子化の問題は日本が直面する最大の危機であり、国は子ども家庭庁を創設するとともに、「子ども大綱」「子ども未来戦略」「子ども・子育て支援加速化プラン」を矢継ぎ早に打ち出し、2030 年に向けた「ラストチャンス」として様々な施策を強化しています。また、東京都も、少子化対策は一刻の猶予もないと認識のもと、幅広い対策にスピード感を持って取り組む「東京都の少子化対策」を毎年更新しています。

○こうした中、時限立法である次世代育成支援対策推進法の有効期限が令和 16（2034）年まで 10 年間延長されたこと、子ども基本法に基づき自治体には子ども施策の総合計画として「子ども計画」を策定する努力義務が課せられたことなどへの対応も含め、区では、応援宣言 2025 の計画期間が令和 7（2025）年度末をもって終了するにあたり、「板橋区基本計画 2035」及び「（仮称）板橋区地域保健福祉計画 2030」をはじめ、関連する行政計画の策定に併せ、整合を図りながら、「（仮称）いたばし子ども・若者・子育て応援プラン 2030」（以下、子若・子育て応援プラン）を策定し、子ども政策のさらなる強化・充実を推進していきます。

2 計画の位置付け・性格

○この計画は、板橋区基本計画・板橋区地域保健福祉計画における子ども・若者政策の個別計画にあたるとともに、以下の計画を包含した計画として位置付けます。

- 子ども基本法第 10 条第 2 項に基づく「市町村こども計画」
- 次世代育成支援対策推進法第 8 条に基づく「市町村行動計画」
- 子ども・若者育成支援推進法第 9 条第 2 項に基づく「市町村子ども・若者計画」
- 子どもの貧困解消法第 10 条第 2 項に基づく「市町村計画」
- 子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」
- 国の通知に基づく「母子保健計画」・「社会的養育推進計画」

○「こども計画」「子ども・若者計画」に位置付けられることをわかりやすく示すため、これまでの「子ども未来応援宣言」という計画名称を「子ども・若者・子育て応援プラン」へ改めます。

3 計画期間

○計画期間は、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間です。

○応援宣言2025の計画期間は10年であり、3期に分けて実施計画を策定してきましたが、次世代育成支援対策推進法では、5年を1期として策定できると定めていることや、地域保健福祉計画と整合を図ること、及び子ども・若者をめぐる政策・環境の変化等へ迅速かつ柔軟に対応する必要があることから、板橋区基本構想で定める概ね10年後のめざす姿を見据えつつ、実施計画と一体で策定し、必要に応じて見直していきます。



※いたばし子育て支援・社会的養育推進プラン2029（参考資料78ページ参照）

○子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」（第3期）及び令和6（2024）年3月12日付けこ支家第125号こども家庭庁支援局長通知に基づく「社会的養育推進計画」を「いたばし子育て支援・社会的養育推進プラン2029」として一体的に策定した計画

4 計画の構成

○本計画は、こども計画として子ども施策の総合的な計画ですが、その内容のうち、別の法定計画である「子ども・子育て支援事業計画」及び国の通知に基づく「社会的養育推進計画」に該当する部分については、計画期間に定めがあり、本計画と計画期間が一致しないため、別に「子育て支援・社会的養育推進プラン」として策定し、整合を図りながら具体化します。

5 計画の対象

○児童福祉法をはじめ、各種法令における児童の年齢は概ね18歳未満と定義されていますが、こども基本法において「こども」とは「心身の発達の過程にある者をいう」とされており、これは、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、こどもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていくように支えていくことを示したものとされています。

○区では、これまで「板橋区子ども・若者計画 2021」及び「いたばし子ども未来応援宣言 2025 実施計画 2025」において、その主な対象を「0歳から 18 歳未満の子どもとその保護者及び 30 歳未満の若者」としてきた経緯があり、本計画でもそれを踏襲しつつ、施策によっては、年齢によって必要なサポートが途切れないよう、心身の発達の過程にある者を対象とします。

6 区民（子ども）参加と策定体制

（1） 庁内検討組織「板橋区子ども・子育て支援本部」（庁議）

○区長を本部長とする「板橋区子ども・子育て支援本部」（庁議）において、計画を審議・決定します。

○「板橋区子ども・子育て支援本部」（庁議）の下に、関係課長級職員で構成する「連絡調整会議」を設置し、施策・組織横断的に連携して計画案を調製します。

（2） 外部検討組織

○計画策定について、学識経験者や関係団体代表者及び区民公募委員等で構成される区の付属機関「板橋区子ども・子育て会議」において意見を聴取し、計画に反映させます。

（3） 区民（子ども）参加

① 各種意識意向調査・アンケート等

○区では、区民意識意向調査のほか、区民参加推進規程に基づき、子ども施策にかかる行政計画の策定にあたって、子ども・子育て世帯に対するアンケート調査等を実施しています。それらの結果を分析し、計画への反映を検討します。

② 「いたばし子どもワークショップ」の実施

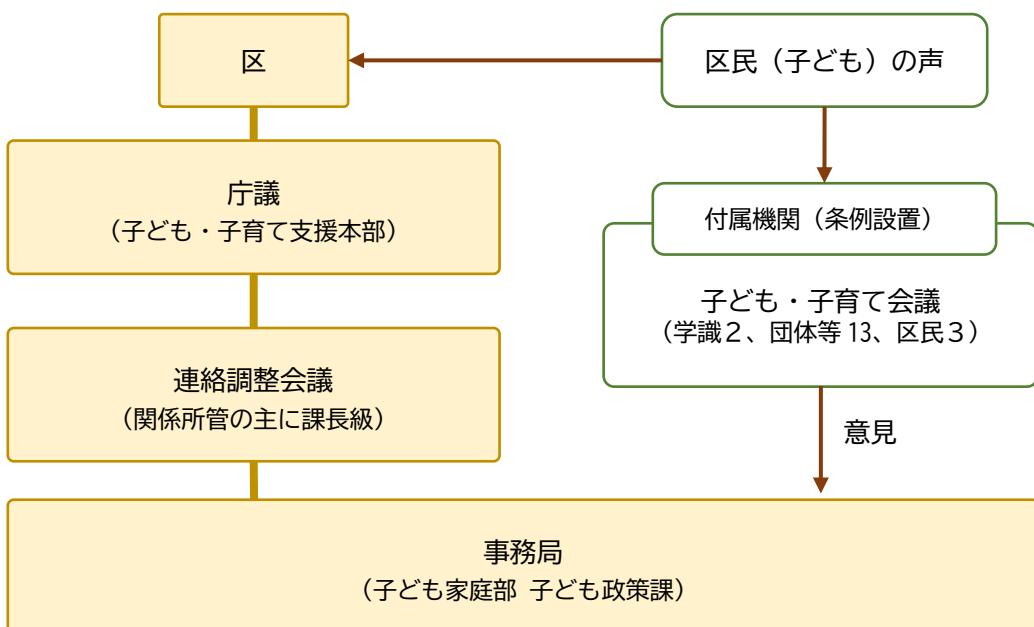
○各種意識意向調査・アンケート等の結果から得られる傾向を補完又は具体化し、又は子どもたちの自由な意見等を把握するため、令和 6（2024）年度に「いたばし子どもワークショップ」を試行開催し、その結果を踏まえ、令和 7（2025）年度から本格実施しています。出された意見等について、本計画等への反映を検討します。

③ パブリックコメントの募集

○実施期間：令和 7（2025）年 12 月 3 日から 22 日

○募集方法：広報いたばし、区ホームページ、区公式LINE、

子育て応援アプリ、チラシ配布（保育園、児童館CAP'S）など



第2章

現状と将来予測・課題の整理

- 1 子ども・若者・子育て世代人口の推移
- 2 区民（子ども）の声
- 3 国や東京都の政策動向
- 4 これまでの区の取組

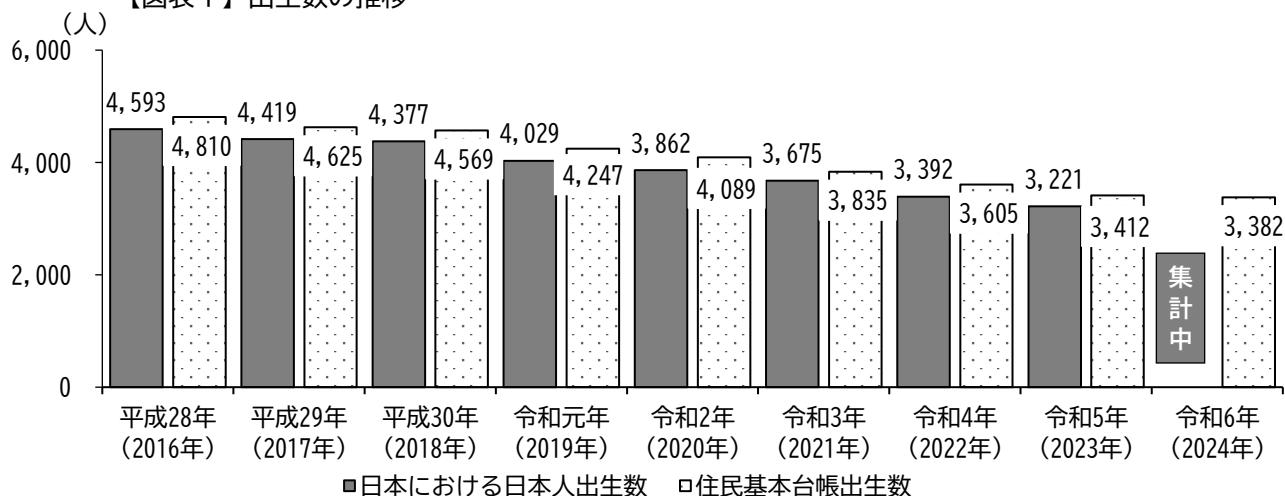
1 子ども・若者・子育て世代人口の推移

○住民基本台帳における板橋区の総人口は、令和7（2025）年10月1日現在、583,618人（340,233世帯）です。コロナ禍において人口は減少しましたが、令和4（2022）年から再び増加傾向となり、コロナ禍前の人口を上回っています。

（1）出生数と合計特殊出生率の推移

区内での日本における日本人出生数は4,000人台で推移していましたが、令和2（2020）年以降に4,000人を下回って以降、減少傾向が続いています。住民基本台帳における出生数を見ても、令和6（2024）年には3,382人となり、平成28（2016）年対比で約30%減少しています。（図表1）

【図表1】出生数の推移

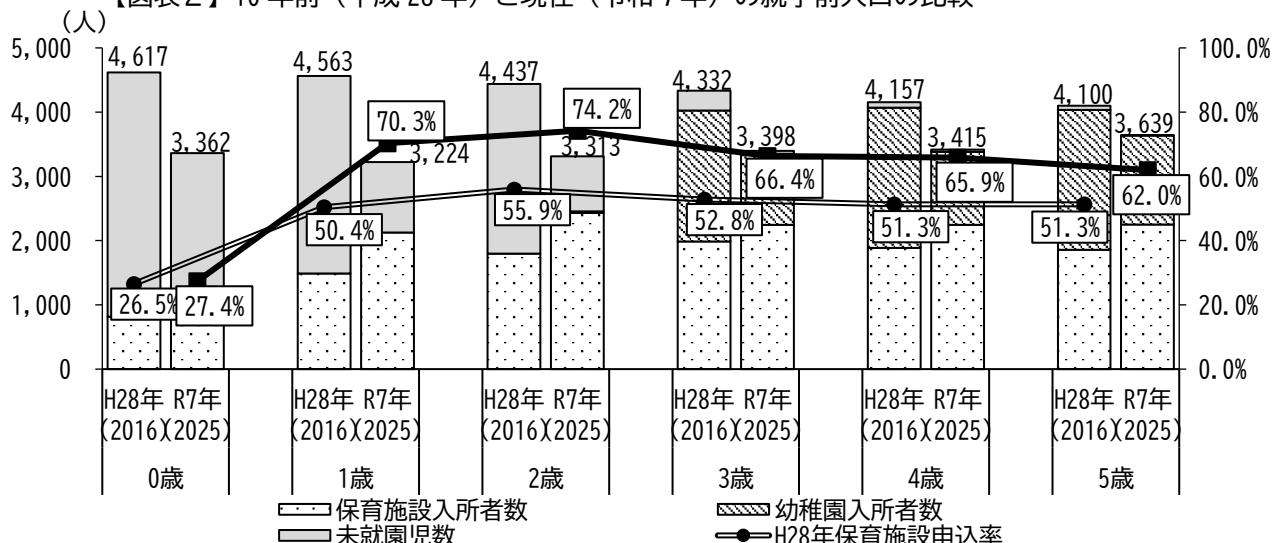


資料：左側は「板橋区の保健衛生」、右側は総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」

（2）10年前（平成28年）と現在（令和7年）の就学前人口の比較

10年前と現在を比較すると、0～5歳すべての年齢において未就園児が減少しています。また、区の子ども・子育てニーズ調査では共働き世帯が増加しており、保育園申込率が平成28年度比で高まるなど、保育施設の需要が高まっています。（図表2）

【図表2】10年前（平成28年）と現在（令和7年）の就学前人口の比較

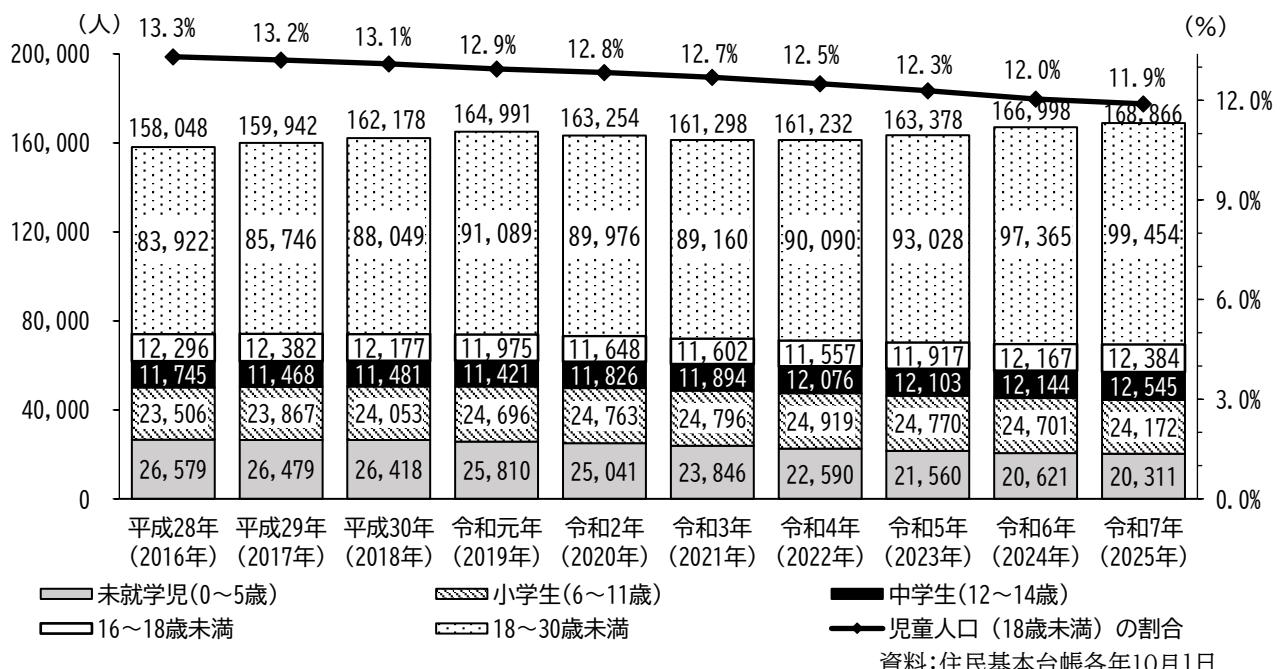


※保育施設及び幼稚園入所者数は、区外から通う児童の人数も含まれるため多少誤差が生じます。

(3) 子ども・若者人口の推移と児童人口が総人口に占める割合

子ども・若者人口は、18～30歳未満人口が増加傾向にあり、子ども・若者人口全体としては増加傾向にありますが、児童人口及びその総人口に占める割合は減少傾向が続いています。(図表3)

【図表3】子ども・若者人口と児童人口が総人口に占める割合



資料:住民基本台帳各年10月1日

(4) 子ども・若者人口の推計

直近 10 年で約 1 万人増加した子ども・若者人口（0～30歳未満）ですが、今後 5 年間で、板橋区人口ビジョン（2025 年～2050 年）をベースにした推計では 5,090 人（約 3%）、住民基本台帳人口をベースにした推計では 3,095（約 2%）人減少する見込みです。(図表4)

【図表4】子ども・若者人口推計

	令和7(2025)年度	令和12(2030)年度
板橋区人口ビジョン	170,518	165,428
住民基本台帳人口(10月1日時点)	168,866	165,771

※板橋区人口ビジョンをベースにした推計は、令和7(2025)年10月1日現在の住民基本台帳人口を基準に、過去10年間のコーホート変化率法を用いた推計結果の年齢比率による按分によって算出しました。

また、「住民基本台帳登録人口」をベースにした推計は、令和7(2025)年10月1日現在の住民基本台帳人口を基準に、過去10年間のコーホート変化率法を用いて推計しました。

なお、コーホート変化率法とは実績値と各年齢が1歳増になる時の増減率平均値から算出する方法です。

(5) 30~49歳人口の増減等推移

平成28（2016）年から令和6（2024）年までを見ると、子育て世代にあたる30~49歳人口は、実数及び総人口に占める割合及び5年前人口（25~44歳人口）との比較のいずれも減少傾向にあり、転出超過の傾向が続いていました。令和7（2025）年は増加し、5年前人口比の減少幅も若干緩和されましたが、引き続き注視が必要です。（図表5）

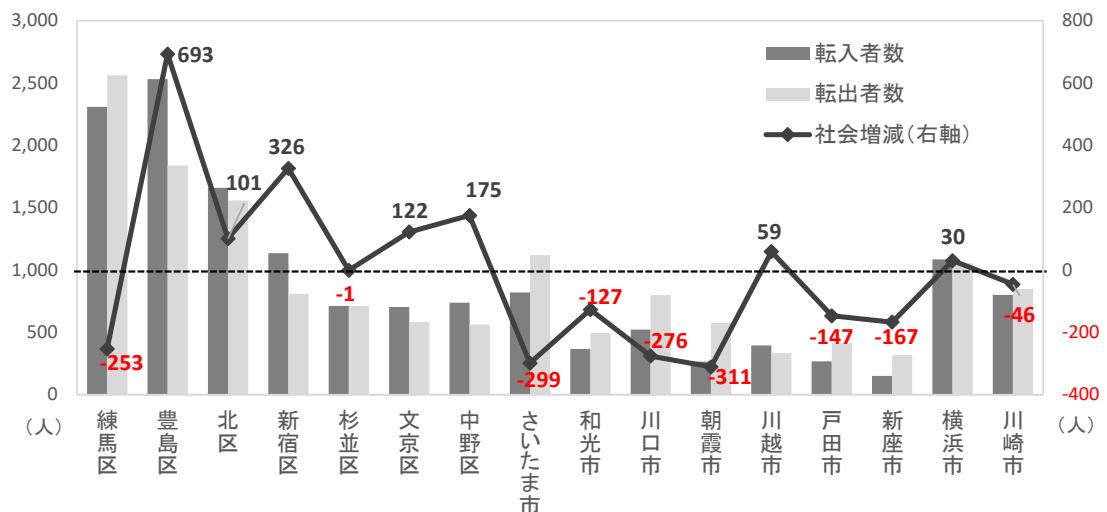
【図表5】30~49歳人口の増減等推移 (単位:人 ※%表記を除く、各年10月1日現在)

	H28年 (2016)	H29年 (2017)	H30年 (2018)	R元年 (2019)	R2年 (2020)	R3年 (2021)	R4年 (2022)	R5年 (2023)	R6年 (2024)	R7年 (2025)
30~49歳人口(A)	175,457	174,729	173,645	172,632	170,889	167,639	165,372	163,540	163,184	164,194
総人口(B)	556,859	561,324	565,782	571,122	570,951	568,457	568,996	572,377	578,456	583,618
構成割合(A/B)	31.5%	31.1%	30.7%	30.2%	29.9%	29.5%	29.1%	28.6%	28.2%	28.1%
5年前人口比増減	7,862	△240	△87	192	△2,079	△5,242	△6,541	△6,485	△6,843	△4,263
5年前人口比増減率	4.5%	△0.1%	△0.1%	0.1%	△1.2%	△3.1%	△4.0%	△4.0%	△4.2%	△2.6%

(6) 市区町村別社会増減（転出入）の状況

令和5（2023）年の転出入の動向をみると、隣接する練馬区で転出超過、豊島区及び北区で転入超過となっています。また、埼玉県の近隣市では、川越市を除いて転出超過となっており、特に、朝霞市、さいたま市、川口市は、300人前後の転出超過となってます。（図表6）

【図表6】市区町村別の社会増減の動向

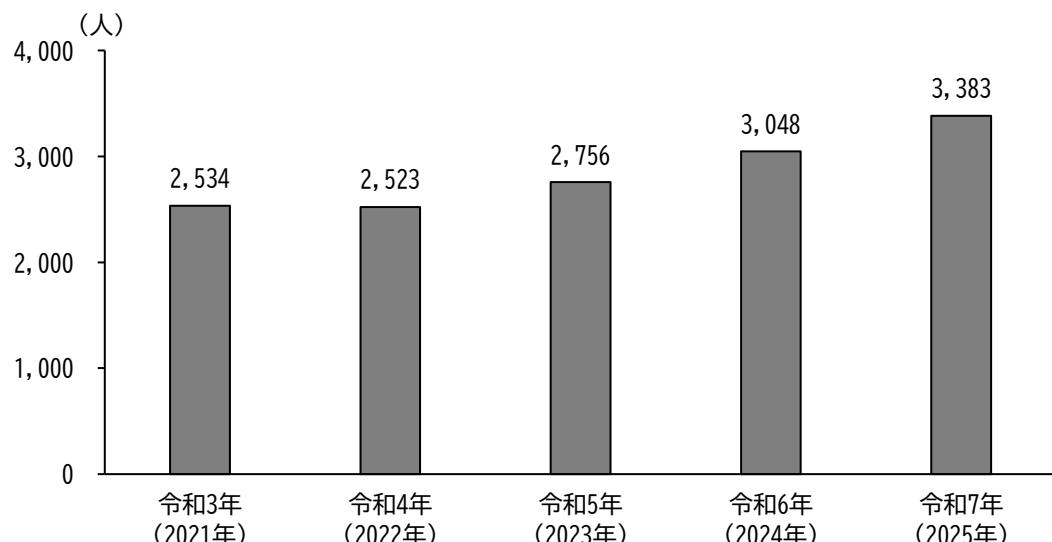


板橋区人口ビジョン（2025年～2050年）より抜粋

(7) 外国籍児童数の推移

令和3(2021)年以降、外国籍児童数(0～18歳未満)は増加傾向にあります。令和7(2025)年4月1日現在3,383人で児童数全体(69,514人)に占める割合は約5%となっています。(図表7)

【図表7】外国籍の児童数の推移

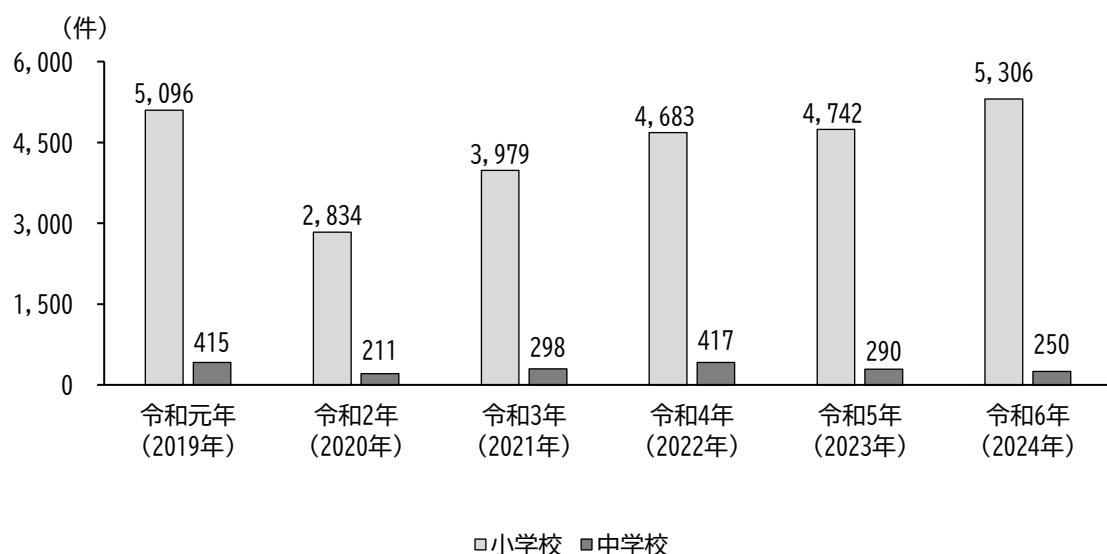


資料：住民基本台帳各年4月1日

(8) いじめ認知件数の推移

令和2(2020)年以降、小学校ではいじめ認知件数が増加傾向にある一方、中学校では令和元年以降最も件数の多かった令和4(2022)年の417人から、令和6(2024)年の250人へと約40%減少しており、減少傾向にあります。(図表8)

【図表8】いじめ認知件数の推移



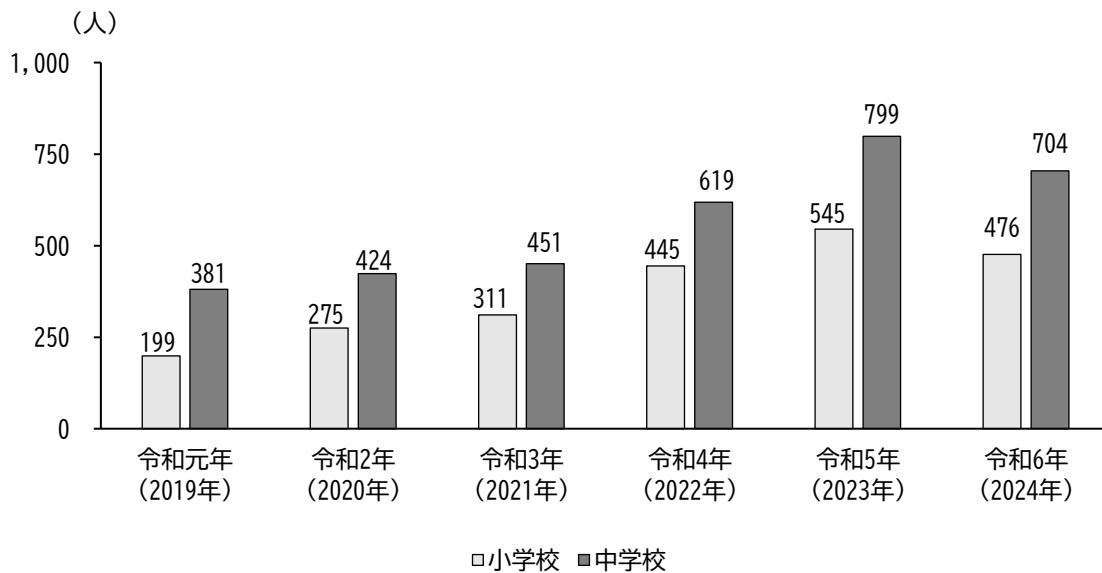
□小学校 ■中学校

資料：令和6年度不登校及び問題行動(いじめ・暴力行為)の状況について

(9) 不登校児童生徒数の推移

令和6（2024）年的小中学校における不登校児童生徒数は、小中学校あわせて1,180人であり、令和元（2019）年以降、不登校児童生徒数は小中学校ともに増加傾向にあります。（図表9）

【図表9】不登校児童生徒数の推移

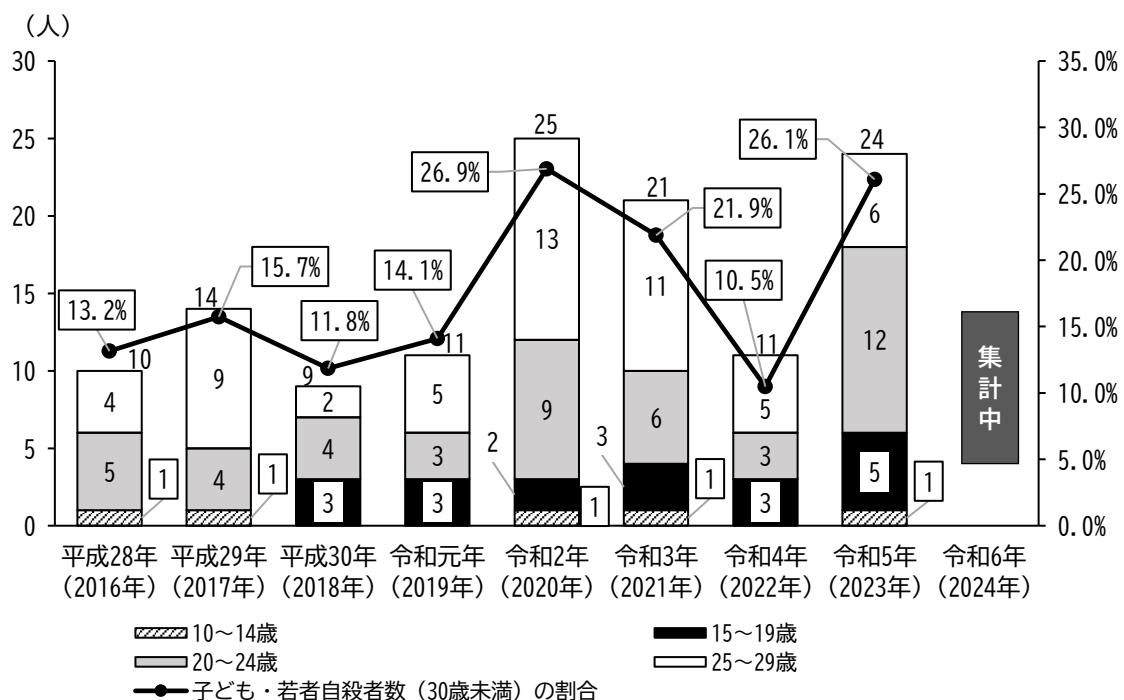


資料：令和6年度不登校及び問題行動（いじめ・暴力行為）の状況について

(10) 子ども・若者自殺者数の推移

10～30歳未満の子ども・若者の自殺者数は、コロナ禍が始まった令和2（2020）年に前年の2倍以上に増加し、令和4（2022）にかけて減少したものの、令和5（2023）年に再び増加しています。（図表10）

【図表10】子ども・若者（30歳未満）自殺者数の推移



資料：板橋区の保健衛生

2 区民（子ども）の声

（1）子ども・子育てに関する各種調査結果の主な概要

① 子ども・子育て支援に関するニーズ調査（令和5年）

○調査方法：無作為抽出・郵送による配付及びインターネットによる回収

○対象：就学前児童保護者、小学生児童保護者、小学生児童

【図表 11】子どもと家庭の状況「子育てを主に行っている人」（下段は前回平成 30 年度調査）

回答者	第1位	第2位
就学前児童保護者	父母ともに 58.3% (〃 49.3%)	主に母親 40.6% (〃 49.3%)
小学生児童保護者	父母ともに 57.6% (〃 51.1%)	主に母親 40.8% (〃 46.4%)

【図表 12】母親の就労状況（下段は前回平成 30 年度調査）

回答者	第1位	第2位	第3位
就学前児童保護者	フルタイム 41.6% (〃 34.2%)	不就労（以前就労） 22.5% (〃 31.7%)	パート・アルバイト 20.3% (〃 12.4%)
小学生児童保護者	フルタイム 43.1% (パート・アルバイト 30.5%)	パート・アルバイト 34.6% (フルタイム 26.3%)	不就労（以前就労） 17.5% (〃 25.8%)

【図表 13】家庭類型（下段は前回平成 30 年度調査）

回答者	第1位	第2位	第3位
就学前児童保護者	ともにフルタイム 51.4% (〃 35.2%)	専業主婦（夫） 23.5% (〃 28.5%)	フルタイム・パート 19.0% (〃 10.2%)
小学生児童保護者	ともにフルタイム 37.7% (フルタイム・パート 24.6%)	フルタイム・パート 33.0% (専業主婦（夫） 21.8%)	専業主婦（夫） 18.8% (ともにフルタイム 20.7%)

【図表 14】平日の定期的な教育・保育事業の利用状況と希望

利用率 81.2%（前回 73.6%）		利用希望	
1位 認可保育所	53.6%	1位 認可保育所	54.8%
2位 私立幼稚園	28.2%	2位 私立幼稚園	40.4%
3位 預かり保育	7.8%	3位 預かり保育	26.3%

【図表 15】こども誰でも通園制度の認知度と利用希望

認知度	利用希望
名前も内容も知っている 19.0%	とても利用したい 22.8%
内容は知らなかった 13.6%	できれば利用してみたい 31.5%
知らなかった 66.2%	利用したくない 17.6%

【図表 16】主な子育て支援サービスの利用状況

新生児等産婦訪問	91.8%	すぐすぐカード	59.7%
妊婦・出産ナビゲーション事業	81.6%	児童館「乳幼児子育て支援事業」	57.5%
乳幼児歯科検診	77.9%	いたばし子育て応援アプリ	56.9%
赤ちゃんの駅	61.1%	子育て相談	54.0%
母親学級・両親学級	60.6%	離乳食講演会	52.2%

【図表17】小学校就学後の休日や放課後の過ごし方

回答者	放課後に過ごさせたい場所	土曜日に過ごさせたい場所
就学前 児童保護者	1位 あいキッズ 70.1%	1位 自宅 75.4%
	2位 習い事(ピアノ教室、塾等) 43.0%	2位 習い事(ピアノ教室、塾等) 41.9%
	3位 自宅 40.7%	3位 あいキッズ 29.7%
小学生 児童保護者	1位 自宅 70.8%	1位 自宅 79.9%
	2位 習い事(ピアノ教室、塾等) 67.2%	2位 習い事(ピアノ教室、塾等) 58.3%
	3位 あいキッズ 41.3%	3位 公共施設(図書館、児童館等) 31.7%

【図表18】子育て全般について

回答者	子育てについて	自らの虐待可能性の意識
就学前 児童保護者	楽しいと感じることが多い 59.3%	思ったことはない 58.3%
	楽しいとつらいが同じくらい 33.4%	思ったことがある 21.8%
	つらいと感じることが多い 4.7%	何とも言えない 17.7%
小学生 児童保護者	楽しいと感じることが多い 60.9%	思ったことはない 55.6%
	楽しいとつらいが同じくらい 30.6%	思ったことがある 23.2%
	つらいと感じることが多い 7.1%	何とも言えない 20.8%

【図表19】日常悩んでいること・気になること

回答者	子どもに関すること	自分に関すること	
就学前 児童保護者	子どものしつけ 67.1%	自分の時間がとれない	50.9%
	子どもの教育・保育 56.2%	身体の疲れ	49.2%
	食事や栄養 48.5%	経済的な不安	41.6%
小学生 児童保護者	子どものしつけ 53.5%	経済的な不安	41.0%
	子どもの教育・保育 50.4%	自分の時間がとれない	32.4%
	子どもの友だちづきあい 47.6%	身体の疲れ	26.3%

【図表20】気軽に相談できる人・場所

回答者	人・場所の有無	気軽に相談できる人・場所	
就学前 児童保護者	いる／ある 81.8%	親族	87.6%
	いない／ない 15.3%	子育て中の仲間	69.5%
	無回答 2.8%	保育園の保育士	31.7%
小学生 児童保護者	いる／ある 81.0%	親族	80.2%
	いない／ない 18.8%	子育て中の仲間	72.5%
	無回答 0.2%	近所の友人・知人	29.5%

【図表21】平日に子どもと接する時間(下段は前回平成30年度調査)

回答者	1時間未満	1~2時間	2~3時間	3~4時間	4時間以上
就学前 児童保護者	22.9% (17.5%)	17.1% (16.1%)	16.8% (14.7%)	13.2% (11.7%)	27.2% (33.2%)
小学生 児童保護者	32.1% (34.2%)	30.6% (25.4%)	18.5% (17.7%)	8.5% (10.2%)	9.4% (9.5%)

【図表 22】教育・保育事業への支出の負担感（下段は前回平成 30 年度調査）

回答者	大変負担である	負担である	あまり負担には感じない	負担ではない
就学前児童保護者	16.2% (10.6%)	37.2% (43.5%)	31.8% (28.6%)	9.8% (6.5%)
小学生児童保護者	21.2% (17.3%)	40.0% (45.7%)	31.0% (27.7%)	4.2% (5.5%)

【図表 23】重点的に取り組むべき事業（小学生児童保護者）

	令和 5 年度		平成 30 年度	
	1位	2位	3位	4位
1位	子どもの身近な遊び場の充実	61.6%	安心して子どもが外出できるまちづくり	60.4%
2位	安心して子どもが外出できるまちづくり	47.5%	子どもの身近な遊び場の充実	55.2%
	子育て家庭への経済的な支援の充実	47.5%		
3位	休日・夜間などの小児医療体制の充実	31.3%	子育て家庭への経済的な支援の充実	47.0%

【図表 24】夕食を子どもだけで食べる頻度（小学生本人）

よくある	ときどきある	ほとんどない	まったくない
4.0%	9.5%	23.9%	62.5%

【図表 25】学校にいる時間の楽しさ（小学生本人）

楽しい	どちらかといえば楽しい	どちらかといえば楽しくない	楽しくない
55.0%	36.6%	6.9%	0.9%

【図表 26】近くにあったら利用したいもの（小学生本人）

1位	友達とおしゃべりできたり、おやつを食べたりできる場所	59.7%
2位	自由に何をして過ごしてもいい場所	58.2%
3位	遊具が充実している公園	56.2%

【図表 27】区に意見等を伝える方法・手段（小学生本人）

伝えたい意見はない	アンケート（紙）	手紙	メール	web アンケート
33.4%	22.2%	21.9%	19.0%	18.4%

② 地域福祉に関するアンケート調査（令和 6 年）

○対象：18 歳以上区民、区内 10 校の小学生、区内 5 校の中学生

【図表 28】地域や日常生活における優先課題

子どもの貧困への支援	33.9%	ヤングケアラーへの支援	31.7%	ひとり親家庭への支援	18.9%
------------	-------	-------------	-------	------------	-------

【図表 29】強化してほしい取組

いつでも気軽に相談できる体制	44.3%	ヤングケアラーへの支援	23.9%
保健・福祉専門人材の育成と確保	23.4%	子育て家庭を支援するサービス	23.0%
ひとり親家庭への支援	20.8%	子ども食堂に関する支援	17.2%

③ 板橋区区民意識意向調査（令和7年）

○対象：18歳以上区民

【図表30】住み心地

	全体	18~40歳代	子どものいる世帯
住みやすさ	95.3%	95.9%	95.3%
定住意向	86.4%	83.4%	89.6%
愛着を感じる	84.1%	82.3%	87.4%
誇りを感じる	49.8%	47.1%	46.2%

【図表31】少子化対策や子育て世帯の定住化に重要だと思うもの

1位	子育て・教育にかかる負担軽減	42.9%
2位	共働きを支援する保育所や放課後対策事業	39.5%
3位	多様な働き方ができる就労・職場環境	26.2%
4位	子どもの成長に合わせた切れ目のない支援	22.0%
5位	子育てしやすい公園・遊び場の環境	18.7%

【図表32】板橋区発展のために力を入れるべき分野

	全体	30歳代	40歳代
1位	子育て 46.0%	子育て 71.3%	子育て 61.5%
2位	介護・高齢福祉・見守り 32.6%	学校教育 45.5%	防犯 37.6%
3位	防犯 32.3%	緑・公園・景観 30.6%	学校教育 34.7%
4位	防災 31.1%	防犯 29.4%	防災 28.6%
5位	緑・公園・景観 28.6%	防災 27.0%	緑・公園・景観 28.1%

【図表33】子育てのしやすさ

	全体	18~40歳代	子どものいる世帯
しやすいと答えた人の割合 (わからない又は無回答を除いた場合)	46.0% (90.9%)	50.5% (89.2%)	76.9% (90.5%)

【図表34】必要と感じる子育て施策

	未就学児のいる世帯	小学生のいる世帯
1位	子育て家庭への経済的支援 56.9%	子どもが安心して遊べる場があること 65.5%
2位	子どもが安心して遊べる場があること 56.0%	子育て家庭への経済的支援 48.3%
3位	保育サービスの充実 43.1%	保育サービスの充実 33.6%
4位	妊娠・出産支援 21.1%	子育てに関するオンライン手続きの充実 19.8%
5位	自宅で子育てしている家庭への支援 20.2%	生活に困窮する子育て家庭への支援 18.1%

④ ヤングケアラーに関する実態調査（令和5年）

○対象：小中学生、高校生、関係機関

【図表 35】認知度

認知度	小学生	中学生	高校生
聞いたことがあり、内容もよく知っている	15.3%	27.1%	52.2%
聞いたことはあるが、よく知らない	18.7%	22.6%	16.7%

【図表 36】お世話をしている人がいると答えた人の割合

小学生	中学生	高校生	(参考：国)	小学生	中学生	高校生
				6.5%	5.7%	4.1%
9.9%	5.6%	5.3%				

【図表 37】お世話をすることによる生活への影響

小学生	中学生	高校生			
友達と遊べないことがある	14.1%	自分の時間がとれない	19.1%	勉強する時間がない	19.5%
自分の時間がとれない	10.0%	勉強する時間がない	14.5%	自分の時間がとれない	18.3%
勉強する時間がない	7.8%	友達と遊べないことがある	9.8%	友達と遊べないことがある	18.3%

【図表 38】必要としている支援

小学生	中学生	高校生			
自分の話を聞いてほしい	10.9%	自分の話を聞いてほしい	12.7%	家庭への金銭面での支援	15.9%
自由に使える時間がほしい	7.6%	自由に過ごせる場所がほしい	12.7%	自由に過ごせる場所がほしい	15.9%
自由に過ごせる場所がほしい	6.5%	自由に使える時間がほしい	12.1%	自分の状況を聞いてほしい	12.2%

⑤ 男女平等参画及び多様性尊重に関する意識・実態調査（令和6年）

○対象：18歳以上区民、中学生、事業所

【図表 39】固定的性別役割分担意識「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきであるという考え方」

	賛成	どちらかといえば賛成	どちらかといえば反対	反対
18歳以上区民	2.1%	17.5%	31.3%	32.8%
中学生	2.9%	9.2%	21.8%	57.9%

【図表40】家庭における役割分担

	回答者	主に自分	主にパートナー	主にその他の家族	家族で分担
育児や子ども のしつけ	女性	30歳代	15.8%	0.0%	0.0%
		40歳代	35.6%	0.0%	0.0%
		50歳代	40.0%	0.0%	0.0%
	男性	30歳代	0.0%	0.0%	0.0%
		40歳代	9.8%	31.7%	4.9%
		50歳代	6.3%	12.5%	2.1%
子どもの学校 行事への参加	女性	30歳代	21.1%	0.0%	0.0%
		40歳代	43.8%	0.0%	0.0%
		50歳代	44.6%	0.0%	0.0%
	男性	30歳代	0.0%	4.2%	0.0%
		40歳代	7.3%	34.1%	2.4%
		50歳代	6.3%	16.7%	2.1%

【図表41】家事・育児に携わる平均時間認知度

平均時間数	平日		休日	
	女性	男性	女性	男性
30分未満	7.4%	29.7%	4.6%	17.5%
30分以上1時間未満	12.0%	31.1%	6.0%	23.6%
1時間以上2時間未満	18.3%	21.2%	16.7%	24.5%
2時間以上3時間未満	22.1%	9.4%	24.3%	15.1%
3時間以上5時間未満	19.7%	3.3%	21.9%	9.0%
5時間以上8時間未満	11.5%	1.4%	9.6%	2.8%
8時間以上	7.7%	0.9%	13.9%	4.7%

⑥ 文化芸術に関する意識意向調査（令和6年）

○対象：18歳以上区民、中学生

【図表42】子どもの文化芸術活動促進に必要な取組

取組	18歳以上	中学生
子どもが楽しく参加・体験できる文化芸術事業や行事などを行う	66.0%	59.1%
学校での文化芸術に関する教育を充実させる	44.6%	23.6%
子どもを対象とした文化芸術の鑑賞の機会を充実させる	44.2%	15.7%
すべての子どもが身近に文化芸術に触れられるようにアーティストを学校に派遣する	34.0%	23.7%
質の高い文化芸術事業に子どもが参加しやすいようにする	26.3%	20.1%

⑦ 多文化共生に関する意識意向調査（令和6年）

○対象：18歳以上区民、中学生

【図表43】子育てにおける懸念（回答者：外国人区民）

※「そう思う」「少しそう思う」の合計、（ ）内は「そう思わない」「あまりそう思わない」の合計

未就園児のいる世帯	保育所・幼稚園児のいる世帯	小中学生のいる世帯
子育て・教育にかかるお金が高い (22.2%)	子育て・教育にかかるお金が高い (35.9%)	子育て・教育にかかるお金が高い (27.5%)
子どもをあずけるところがみつからない (38.9%)	子どもが自国の言語・文化を知ることができないか心配 (42.2%)	子どもが自国の言語・文化を知ることができるか心配 (50.5%)
子どもが自国の言語・文化を知ることができるか心配 (38.9%)	子育て・教育でわからないことがあっても相談する人、場所がわからない (50.0%)	子育て・教育でわからないことがあっても相談する人、場所がわからない (54.0%)
子どもが日本語ができるようになるか心配 (55.6%)	保育所・幼稚園側との連絡がうまくいかない（お便りが理解できないなど） (73.4%)	学校との連絡がうまくいかない（お便りが理解できないなど） (80.4%)

【図表44】外国人増加による子育て・教育面での影響

（回答者：15歳以下の子どもと暮らす日本人区民）

※「そう思う」「少しそう思う」の合計、（ ）内は「そう思わない」「あまりそう思わない」の合計

外国の子どもたちと触れ合う機会が増え、多様な価値観を受け入れることができる	79.2% (17.0%)
外国の文化や料理を知ったり交流する機会が増え、国際的な感覚が養われる	63.7% (31.9%)
日本人と外国人の保護者同士の連携がうまくいかない	62.2% (33.3%)
保育所、幼稚園、学校からの連絡が外国人保護者にうまく伝わらない	62.2% (33.3%)

⑧ 障がい者実態調査（令和4年）

【図表45】園や学校での困りごと（回答者：障がい児）

先生の理解や配慮が足りないことがある	23.4%
障がいに対する理解や配慮が引き継がれない	18.7%
通うのが大変	18.1%
まわりの児童・生徒たちの理解が得られにくい	15.0%
特に困っていることはない	47.0%

【図表46】学校教育に望むこと（回答者：障がい児）

能力や障がいの状況にあった指導をしてほしい	53.9%
障がいに対する理解や配慮を職員間で引き継いでほしい	52.0%
就学相談や進路相談など、相談体制を充実させてほしい	50.8%
インクルージョン教育を浸透させてほしい	41.4%
施設・設備・教材を充実してほしい	32.4%

(2) いたばし子どもワークショップ

① 令和6年度試行結果概要

- 実施日：8月28日
- 対象：小学4年生～18歳、一般公募で20名募集
- 手法：小学生、中学生、高校生それぞれで班編成
- 結果

	参加者	テーマ
小学生	21名	家庭・学校以外の居場所をつくりたい！
中学生	11名	板橋のまちで好きなところ・変わってほしいところを伝えたい！
高校生	3名	子どもの意見を幅広く聞く仕組みをつくりたい！

[主な意見等]

□小学生

「好きなことをして自由に過ごせるところが欲しい」
 「悩みを相談できるところが欲しい」など



□中学生

好きなところ…「石神井川の桜」、「子ども動物園」
 変わってほしいところ…「遊び」、「観光」、「商店街」など



□高校生

「ゲーム形式で意見を聞く」
 「SNSやアプリを活用する」など

② 令和7年度実施結果概要

	参加者数			テーマ
	小学生	中学生	高校生	
第1回 (7/29)	9名	4名	1名	<ul style="list-style-type: none"> ○こんな学校をつくりたい ○魅力的な駅前広場をつくりたい ○板橋の産業の魅力を知ってもらうには？
第2回 (8/6)	16名	3名	3名	<ul style="list-style-type: none"> ○一緒に考えたい ユニバーサルデザインのこと ○こんな学校をつくりたい ○未来の板橋を一緒につくりたい
第3回 (8/27)	10名	1名	1名	<ul style="list-style-type: none"> ○心を育む絵本を広めたい ○中高生の居場所をつくりたい ○子ども・若者に区政の情報を届けたい

[主な意見等]

テーマ	主な意見等
こんな学校をつくりたい	<ul style="list-style-type: none"> ○自分で勉強を進めたい、何を学ぶかを選びたい。一人ずつ時間割をつくる。 ○運動会のダンスを自分たちで決めたい。 ○動物とふれあえるところがほしい ○プレゼンの授業をしたい ○タピングゲームなど良いアプリをブロックせず使えるようにしてほしい ○一人になれる空間がほしい。 ○みんなで先生に意見を伝える機会がほしい。「先生ではないフォローしてくれる大人」がいる中で、先生に安心して意見を言える時間がほしいなど

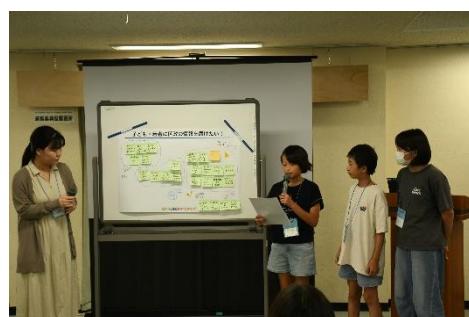
テーマ	主な意見等
魅力的な駅前広場をつくりたい	<ul style="list-style-type: none"> ○図書館、ショッピングモール、カフェなどの施設 ○屋台、フリーマーケットなどのお店の出店 ○畠、花壇の設置、植栽など、みどりの充実 ○屋根、椅子、ミスト、水飲み場（ゆったり休める場所） ○週一で変わるイベント、イルミネーション <p>など</p>
板橋の産業の魅力を知ってもらうには？	<ul style="list-style-type: none"> ○駅の看板で宣伝。車内広告でもチラシより、テレビの方を見る。 ○SNSで発信。インスタで特集を作っている人に見てもらう。 ○職人の手元アップとかショート動画が見やすい。 ○移動教室みたいに工場見学へ行きたくなるきっかけ動画。 ○Vlogのようにおしゃれなものだと興味を引きやすい。 ○ターゲット別にした動画（小学生と高校生では異なる） ○学校を通して企業のことを伝える。授業の一環。中学生は忙しい ○進路を考える中学生に多くの選択肢があるとよい ○職業体験で行くところが限られている。（ファミレスや消防署など） ○SEになりたいのでプログラミング関係の会社に職業体験してみたかった ○子どもワークショップを学校で実施 <p>など</p>



テーマ	主な意見等
一緒に考えたいユニバーサルデザインのこと	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども食堂や駅、塾、学校、図書館で啓発ポスター・チラシを掲示・配布。 ○学校の授業（総合または道徳、社会など）で教える機会を増やす。 ○テレビ等のコマーシャルで宣伝する。 ○区役所の来庁者にQRコード形式のアンケートを実施する。 ○区役所の来庁者にユニバーサルデザインの取材をする。 ○言葉を伝えて考えてもらう <p>など</p>
未来の板橋を一緒につくりたい	<ul style="list-style-type: none"> ○板橋の好きなところ・良いところは「子育てがしやすい」「住みやすい」「商店街が多い」「交通利便性が高い」 ○板橋の直してほしいところは「災害等への安全対策」「集中豪雨への対策」「狭隘な道路の解消」 <p>など</p>



テーマ	主な意見等
心を育む絵本を広めたい	<ul style="list-style-type: none"> ○なぜ相談しないのか…「誰にも言いたくない」「内緒にしたい、ばれたくない」「相談したときに『あなたも悪いところがあるのでは』と言われた経験がある」「(悩んでいる)自分が悪いと思うから」 ○相談したいと思う環境にするには…「LINEで聞く」「学校のアンケートに困ったことを書く」「学校の掲示板・ポスター」「相談したらゲームできる時間が増える」「気軽に相談できる人がまちにいる」「定期的に電話がくる」 ○こころの絵本「ぼくとモヤモヤ」の認知度を上げるには…「幼稚園・保育園・学校での読み聞かせや授業での活用」「図書館や本屋の新刊コーナーやポップをつけて目立たせる」「多言語に翻訳」「ポケットサイズにする」「小説・アニメ化」「おもちゃ・ゲーム化」「飲食店、病院、駅でチラシを配る」など
中高生の居場所をつくりたい	<ul style="list-style-type: none"> ○放課後の過ごし方…「だらだら過ごす」「家事の手伝い」「宿題をやる」「あいキッズに行く」「友達と遊ぶ」「公園でおにごっこやかくれんぼ」「小学校でボールや外遊び」 ○i-youth にあると良いもの・したいこと・してほしいこと…「体育館、球技ができるところ」「アスレチック」「人間版キャットタワー」「一人でゲームができる」「勉強のサポート」「動物と触れ合える」「休憩室のようにゆっくりできる場所、寝転がれる場所」 ○i-youth の立地…「自転車で行ける(5分～1時間)」「歩いて行ける(5分～30分)」「夜遅く帰ると怖い」 ○みんなに知らせるためには…「学校のお便り」「小中学生の端末に情報発信」「ショート動画」「板橋駅や赤羽など人がたくさん集まるところで周知」など
子ども・若者に区政の情報を届けたい	<ul style="list-style-type: none"> ○学校内に自分たちがつくった区の行事のポスターを掲示 ○学校のボランティア同好会にお知らせを依頼 ○子どもが誰でも意見を言え、大人が聞いてくれる場を知ってもらう。 ○普段学校ではできない体験(職業体験など)を一緒に実施し、きてもらう。 ○参加すると、筆記用具や区内のお店で使えるクーポン券がもらえるなど



3 国や東京都の政策動向

(1) 国の政策動向

①こども基本法施行、こども家庭庁創設

○こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、「こども基本法」が令和4（2022）年6月に成立し、令和5（2023）年4月から施行されました。併せて、その推進を任務とする「こども家庭庁」が内閣府の外局として設置されました。

② こども大綱・こども未来戦略・加速化プラン等の策定

○令和5（2023）年12月、こども基本法に基づき、子ども政策を総合的に推進するため、政府全体の子ども政策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が策定され、「こどもまんなか社会」の実現を目指していくことが示されました。

○同時に、少子化は我が国が直面する最大の危機であって、若年人口が急激に減少する2030年代に入るまでが「日本のラストチャンス」であるとし、次元の異なる少子化対策の実現に向けて「こども未来戦略」とその「加速化プラン」が発表されました。

○これらに加え、こども大綱の実現に向けた「こどもまんなか実行計画」が毎年更新され、各省庁のこども施策約400施策を政府一丸となって推進しています。

こども未来戦略「加速化プラン3.6兆円」の施策詳細

1. 若い世代の所得向上に向けた取組

- ✓ 賃上げ（「成長と分配の好循環」と「貴金属と物価の好循環」の2つの好循環）
- ✓ 三位一体の労働市場改革（リ・スキリングによる能力向上支援、個々の企業の実態に応じた職務給の導入、成長分野への労働移動の円滑化）
- ✓ 正規・非正規問題への取組（同一労働同一賃金の徹底、希望する非正規雇用者の正規化）

令和6年1月17日 こども家庭庁
全国こども政策関係部局長会議 資料

2. 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

切れ目なくすべての子育て世帯を支援

- ✓ 「こども誰でも通園制度（仮称）」を創設
 - ・月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位等で柔軟に通園が可能な仕組み
 - ※2024年度から本格実施を見据えた試行的事業を実施（2023年度からの開始も可能）
- ✓ 保育所：量の拡大から質の向上へ
 - ・76年ぶりの配慮改善：（1歳児）6対1→5対1（4・5歳児）30対1→25対1
 - ・民間給与動向等を踏まえた保育士等の更なる待遇改善
 - ・「小1の壁」打破に向けた放課後児童クラブの質・量の拡充
- ✓ 多様な支援ニーズへの対応
 - ・貧困、虐待防止、障害児・医療的ケア等への支援強化
 - ・児童扶養手当の拡充、補装具費支援の所得制限の撤廃

3. 共働き・共育ての推進

育休を取りやすい職場に

- 男性の85%へ大幅引き上げ（2030年）
 - 男性育休を当たり前に
- ※2022年度：17.13%
- ✓ 育児休業取扱率の開示制度の拡充
- ✓ 中小企業に対する助成措置を大幅に強化
 - ・業務を代替する周囲の社員への応援手当の支給への助成拡充
- ✓ 育休制度の拡充
 - ・産後の一定期間に男女で育休を取得することを促進するため給付率を手取り10割相当に
 - ※2025年度からの実施を目指す
- ✓ 「親と子のための選べる働き方制度（仮称）」の創設
 - ・短時間勤務、テレワーク、フレックス勤務などを選択可能
- ✓ 短時間勤務時の新たな給付
 - 支援策の内容は世界トップレベル

「令和6年1月17日 こども家庭庁 全国こども政策関係部局長会議 資料」より抜粋

③ 子どもの居場所づくり指針の策定

- こども・若者の声を聴き、こども・若者の視点に立った居場所づくりを推進していくため、令和5（2023）年12月に「子どもの居場所づくりに関する指針」が策定されました。
- その中で、区市町村に対しては、子どもの居場所づくりについても「こども計画」に位置づけ、計画的に推進していくことが求められています。

④児童福祉法改正

- 令和4（2022）年6月、児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うため、児童福祉法が改正されました。区市町村においては、「子ども家庭センターの設置」に努めることとされたほか、児童の意見聴取等の仕組みの整備が求められています。また、令和7（2025）年4月の児童福祉法改正によって、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等も創設されました。

⑤子どもの貧困対策の推進に関する法律の改正

- 子ども大綱において、「子どもの貧困を解消し、貧困による困難を、子どもたちが強いられることがないような社会をつくる」ことが明記されたことを踏まえ、令和6（2024）年6月、法律の題名に「貧困の解消」を入れることとし、法律の題名が「子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」へ変更されました。これに伴い、「子どもの貧困対策」は「子どもの貧困の解消に向けた対策」に変更されました。

⑥ヤングケアラー支援の強化に係る法改正

- 令和6（2024）年6月、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」において、子ども・若者育成支援推進法を改正し、ヤングケアラーを「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」と定義し、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象として明記されました。

(2) 東京都の政策動向

① 子供政策連携室の創設、東京都こども基本条例の施行

○都政の政策全般を子ども目線で捉え直し、政策を総合的に推進する体制を構築するため、令和4（2022）年4月に「子供政策連携室」が新設されました。

○「子どもの権利条約」の精神にのっとり、子どもを権利の主体として尊重し、子どもの最善の利益を最優先にするという基本理念のもと、「東京都こども基本条例」が令和3（2021）年4月に施行されました。

② こども未来アクション・東京都少子化対策の策定

○東京都は、子ども目線で捉え直した政策の現在地と、子どもとの対話を通じた継続的なバージョンアップの指針として、「こども未来アクション」を毎年度策定しています。

○また、少子化対策について一刻の猶予もないとの認識のもと、少子化対策を総合的に推進するためのアクションプランである「東京都の少子化対策」も毎年更新されています。

都の主な少子化対策（令和7年度予算）					
出会い・結婚	妊娠・出産	乳幼児期	学齢期以降	18歳以降	
<p>ライフステージを シームレスにサポートし、 「子育てしやすい東京」 を実現</p> <p>子育て費用支援等</p>	<p>（拡）とうきょうママパパ 応援事業 & 東京都出産・子育て 応援事業</p> <p>018サポート（所得制限なく0-18歳の子供たちに一人当たり月額5千円を支給）</p> <p>（拡）こどもDXの推進（プッシュ型子育てサービス・母子保健オンラインサービス・保活ワンストップ・給付金手続の利便性UP）</p>	<p>0歳から18歳まで、切れ目のない経済的支援</p> <p>保育所・幼稚園等 （拡）保育料等の 無償化</p> <p>小・中学校 （拡）学校給食費の 負担軽減</p> <p>高校等 （拡）高校等授業料の 実質無償化</p> <p>・私立中学校等授業料の助成</p>		<p>・都立大学等の 授業料実質 無償化</p>	
<p>出会い・結婚への支援</p>	<p>（拡）結婚支援マッチング 事業 TOKYO 結び （拡）婚活・結婚関連団体 との連携</p> <p>（拡）結婚情報の発信</p>	<p>妊娠・出産支援等</p> <p>（拡）卵子凍結への支援 ・不妊治療費助成</p> <p>新 東京都無痛分娩費用 助成等事業</p>	<p>保育・教育の充実</p> <p>（新）東京都 病児保育推進事業 ・施設型及び伴育不良児対応型等に対する支援 ・ベビーシッターを利用した病児保育に 係る検証事業</p>	<p>新 東京都 認証学童クラブ事業</p> <p>新 朝の子供の居場所づくり</p> <p>新 学童クラブ待機児童解消 区市町村支援事業</p>	
住宅	（拡）東京こどもすくすく住宅の供給促進		新 民間活力を活用し、子育て世帯等が住みやすい アフターダブル住宅を供給		
就労・職場 環境整備	新 企業における「年収の壁突破」総合対策促進事業 新 「手取り時間」創出・エンゲージメント向上推進事業		新 女性管理職比率・男女間賃金格差改善促進事業 新 若者世代職場定着促進事業		
社会気運・ 環境整備	（拡）こどもスマイルムーブメント（育業の推進）	育業 みらいで育てましょ	新 若年層への戦略的な情報発信		

「東京都の少子化対策 2025（概要版）」より抜粋

4 これまでの区の取組

(1) 子ども政策の体系



(2) 応援宣言 2025 の総括

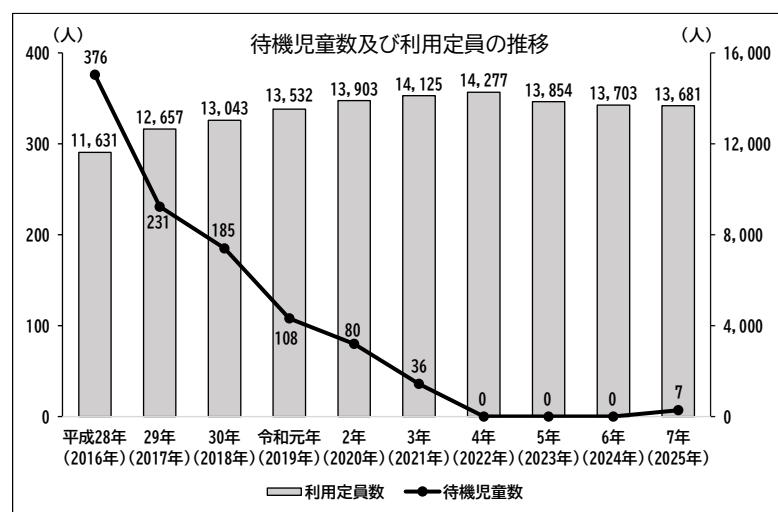
①主要成果

ア 待機児童ゼロの実現

応援宣言 2025 を策定した平成 27 (2015) 年度当時は、保育園や学童クラブの待機児童が多く、社会問題となっていました。

板橋区では、全区立小学校に「あいキッズ」を導入し、学童待機児童ゼロを早期に実現したほか、保育園においても、令和 4 (2022) 年度に待機児童ゼロを達成しました。

保育園については、令和 7 (2025) 年度に再び待機児童が 7 名発生しましたが、欠員も多く発生しており、新たな課題が生じています。



イ 児童相談所設置市への移行実現

旧板橋第三小学校跡地の一部を活用し、令和4（2022）年4月に、子ども家庭総合支援センターを開設、同年7月には児童相談所設置市として指定されました。支援が必要な子どもと家庭の早期発見と児童虐待等の予防から、一時保護・措置・援助まで一貫して対応できる総合拠点として機能しています。



子ども家庭総合支援センター

ウ 切れ目のない子育て・経済的支援の充実

妊娠時・出産後に面接や訪問を実施し、必要な支援につなげたほか、産後ケア、産前産後支援事業（産後ドゥーラ）、育児支援ヘルパー事業などの充実を図りました。経済的支援では、出産応援ギフト、子育て応援ギフト、バースデーサポート事業を開始したほか、児童手当・子ども医療費助成の拡大、保育料・学校給食費の無償化などを実現しました。



育児パッケージ（妊婦・出産ナビゲーション事業）

エ SDGs未来都市「絵本のまち」の推進

児童館を乳幼児親子に特化したCAP'Sへ再編したほか、SDGsを体現する施設として板橋こども動物園を再整備、緑に囲まれた平和公園内に中央図書館を移転しボローニャ絵本館を併設、中高生の居場所としてi-youthを開設するなど、絵本のまちとして未来を担う子どもたちに魅力的で誰もがわかりやすい環境の充実を図りました。



中央図書館 児童コーナー

オ 配慮が必要な子どもへの支援の充実

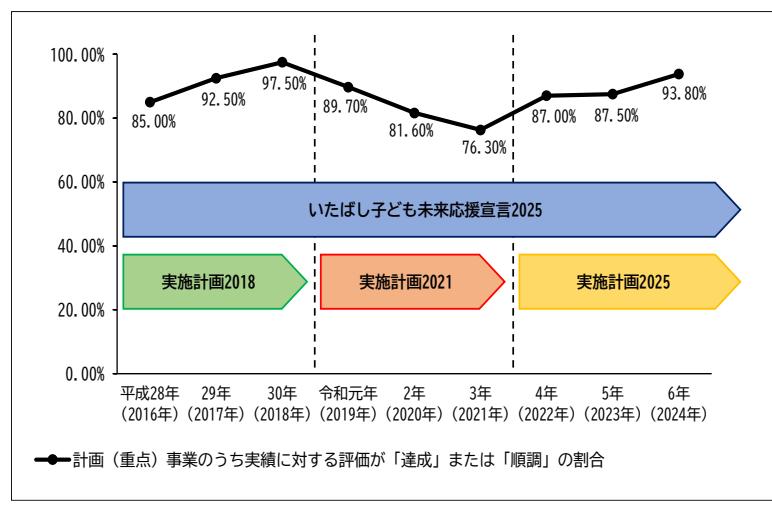
児童発達支援センターを新たに2か所開設したほか、医療的ケア児を受け入れる区立保育園を5か所へ拡大しました。このほか、子ども食堂の事業運営や設備の整備費等を支援し、街かどフードパントリーを設置したほか、まなびのひろば「けやきば」、ヤングケアラー支援、ケアリーバー支援への取組を開始しました。



街かどフードパントリー（食品・相談支援事業）

②実施計画の達成状況

計画事業のうち実績に対する評価が「達成」または「順調」の割合は、コロナ禍の影響を強く受けた令和2（2020）～令和3（2021）年度に80%前後に下がったものの、平成28（2016）年度から令和6（2024）年度までの平均は87%を上回っており、3年に1度、計画を見直しながら、着実に推進することができました。



③計画指標の達成状況

基本目標	指標数 進捗率	主な指標	策定時	目標	現況
I 安心して妊娠・出産、子育てできるまち	4 75%	保育園の待機児童数	378人	0人	7人
II 子どもの健康と安全が守られるまち	4 100%	乳幼児健康診査受診率	91.3%	100%	91.6%
III すべての子どもが健やかに育つまち	4 100%	虐待通告受理後の対応における終結率	40.8%	↑	67.2%
IV 豊かな人間性と生きる力を育成するまち	5 40%	不登校の出現率	小0.42% 中3.29%	↓ ↓	小2.03% 中7.53%
V 子育てでみんなが協力するまち	4 25%	児童館1館当たり乳幼児・保護者年間延利用数	12,913人	26,000人	17,442人

④アンケートによる指標の状況

項目	策定時	目標	現況
子育てに関して不安感や負担感を持つ保護者の割合	26.60%	↓	37.90%
子育てについて、気軽に相談できる人がいる保護者の割合	85.90%	↑	81.40%
仕事と生活の調和の実現が図られていると感じる保護者の割合	24.30%	↑	27.02%
希望した時期に子育て支援サービスを利用すことができたと感じる保護者の割合	41.30%	↑	40.20%
子どもを虐待しているのではないかと思う保護者の割合	16.70%	↓	19.85%

⑤今後の課題・方向性

コロナ禍を契機に出生数が大幅に減少し、子育て世代の人口減少及び転出超過の傾向が継続しています。本計画では、さらに魅力的な子育て・若者施策の推進・充実とともに、他の政策分野と連携するなど、施策・組織横断的な取組を進めていく必要があります。

(3) 外部からの評価

- 日本経済新聞社と日経BP「日経xwoman（クロスウーマン）」が全国155自治体を対象に実施した自治体の子育て支援制度に関する調査「共働き子育てしやすい街ランキング2024」において、板橋区は全国3位（都内1位）という高い評価を得ました。
- 評価点の詳細は公表されていませんが、「隠れ待機児童」数の減少、区立保育園における紙おむつ定額制サービスの導入、認可保育所や区立小学校・あいキッズにおける保護者との連絡が可能なICTシステムの導入、あいキッズで夏休みなどの長期休業中における昼食提供などが評価されたものと考えています。

第3章

基本理念とビジョン・政策

- 1 基本理念
- 2 ビジョンと政策
- 3 子ども政策Ⅰ「少子化対策バージョンアップ戦略」
- 4 子ども政策Ⅱ「ライフステージ別基本施策」
- 5 子ども政策Ⅲ「誰一人取り残さない支援施策」
- 6 計画指標

1 基本理念

少子化が進む一方で、共働き世帯・保育施設利用率は増加傾向にあり、地域社会全体で子育てを支える子育ての社会化が今後一層求められる時代にあって、区が実施する子ども政策の根底を貫く考え方を基本理念として定めます。

みんなで支える家庭の子育て、子どもとともに成長する喜び

多様なライフスタイルに合わせ、子育てが両立できる社会を実現する一方で、子どもと接する時間が少なくなる傾向の中、家庭または家庭と同様の養育環境下において、子どもとの様々なかかわりを通じて得られる幸せ（ウェルビーイング）がある。その家庭的な子育てや教育を大切にしながら、大人も子どもとともに成長する喜びや楽しさを実感できるよう、子育てが大変なときは、みんなであたたかく手を差し伸べる。

少子化・核家族化の影響で、家庭での様々な体験・経験の不足が懸念される中、SDGs未来都市として、誰でも親しみやすい「絵本のまち“板橋”」らしく、様々な主体が多様性を尊重しながら、子ども・若者に他者とのかかわりや交流の場を提供し、本物に触れたり、国際感覚などの視野を広げたりできる成長のきっかけをつくることで、発見によって探索する学び、非認知能力（社会性や協同性）を育成し、自分が大きくなったら、その学びや体験・経験を次の世代の子どもたちにつないでいく、そんな子育ちの循環が持続するまちでありたい。

子ども基本法に基づき、子どもの権利を守り、多様性を尊重し、差別することなく、最善の利益を第一に考えます。子どもに関わる政策の計画づくりなどにおいては、意見の表明を支援しながら子どもの声を聴き、区政への反映に努めます。

また、本プランの上位計画にあたる「板橋区地域保健福祉計画 2030」では、令和 8 (2026) 年度から令和 12 (2030) 年度の期間における地域福祉施策の基本理念を次のように定めており、本プランにおいても念頭に置いて、子ども政策を展開していきます。

板橋区地域保健福祉計画 2030 の基本理念

地域でつながり支え合う だれもが安心して暮らせる共生のまち いたばし

これまでの地域福祉推進に向けた取組を発展させ、だれもが地域において役割を持ち、互いに支え合いながら、安心して暮らすことができる地域をつくり、地域共生社会の実現に向け、「地域でつながり支え合う、だれもが安心して暮らせる共生のまち いたばし」を基本理念としてこれから地域福祉の推進を図っていきます。

2 ビジョンと政策

(1) ビジョン（概ね 10 年後の「めざす姿」）

区では、区民一人ひとりや地域の様々な団体、関係機関など区内のあらゆる主体が共有する、区政の長期的な指針として、区議会の議決を経て、板橋区基本構想を策定しています。

令和 7（2025）年 10 月に策定した板橋区基本構想では、令和 8（2026）年度から概ね 10 年後を想定し、板橋区全体の将来像（「めざす姿」）と、その実現につながる「9 つのめざす姿」の一つに「子ども・若者・子育て世代が住みたくなるまち」を掲げています。

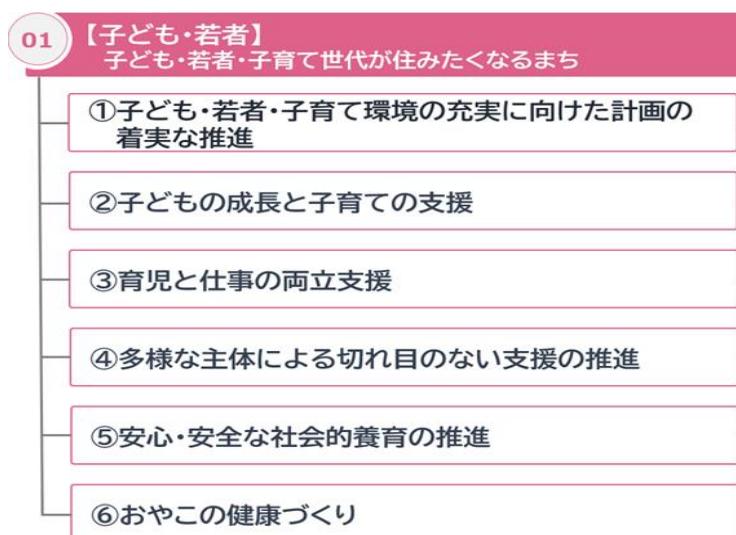


(2) ビジョンの実現に向けた今後5年間の政策

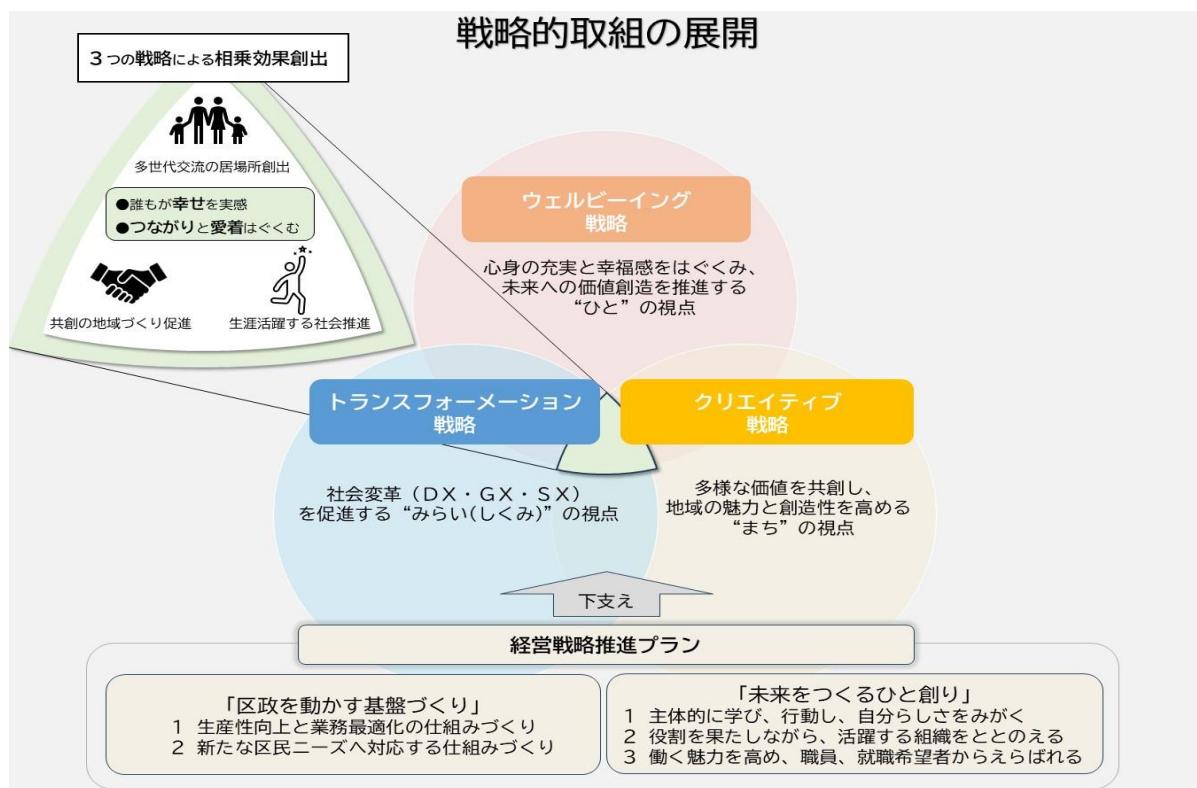
○板橋区基本計画2035との整合

概ね10年後のめざす姿であるビジョンの実現に向けて、区では板橋区基本計画2035を策定し、「子ども・若者・子育て環境の充実に向けた計画の着実な推進」を施策に位置付けるほか、実施計画である「いたばしNo.1実現プラン2028」において「ウェルビーイング戦略」「トランسفォーメーション戦略」「クリエイティブ戦略」の3つを掲げ、分野横断的に施策を展開していく方針です。

【板橋区基本計画2035における子ども政策の施策体系】



【いたばしNo.1実現プラン2028における戦略イメージ】



○これらを踏まえ、概ね 10 年後のめざす姿であるビジョンの実現に向けて、今後 5 年間、下の図に示す 3 つの子ども政策を柱に展開していきます。

○ 3 つの子ども政策は、緊急かつ深刻な課題である少子化対策について戦略的にバージョンアップを図りながら、ライフステージに応じて必要となる基本的な施策を着実に推進し、支援が必要な場合には誰一人取り残さないという S D G s の理念に基づく施策で支える、といった関係性で相乗効果を上げていきます。

○ 3 つの政策に共通する事項として、子ども・若者、家庭、子育てにかかわる人材それぞれの視点から、計画を推進するために必要となる基盤・仕組みづくりに取り組んでいきます。

【5 年間の政策】

子ども政策 I : 少子化対策バージョンアップ戦略

- (1) 子育ち力 UP 「遊び・活動の居場所づくり」
- (2) 子育て安心力 UP 「負担軽減・切れ目のない支援」
- (3) ブランド力 UP 「魅力発信・誇れるまちづくり」

子ども政策 II : ライフステージ別基本施策

- (1) 子どもの誕生前から幼児期（幼保小接続含む）
- (2) 小学生から中学生
- (3) 高校生から青年期

子ども政策 III : 誰一人取り残さない支援施策

- (1) 児童虐待防止・社会的養育の推進
- (2) 特別な配慮を必要とする子どもへの支援充実
- (3) 包括的支援体制の構築・強化

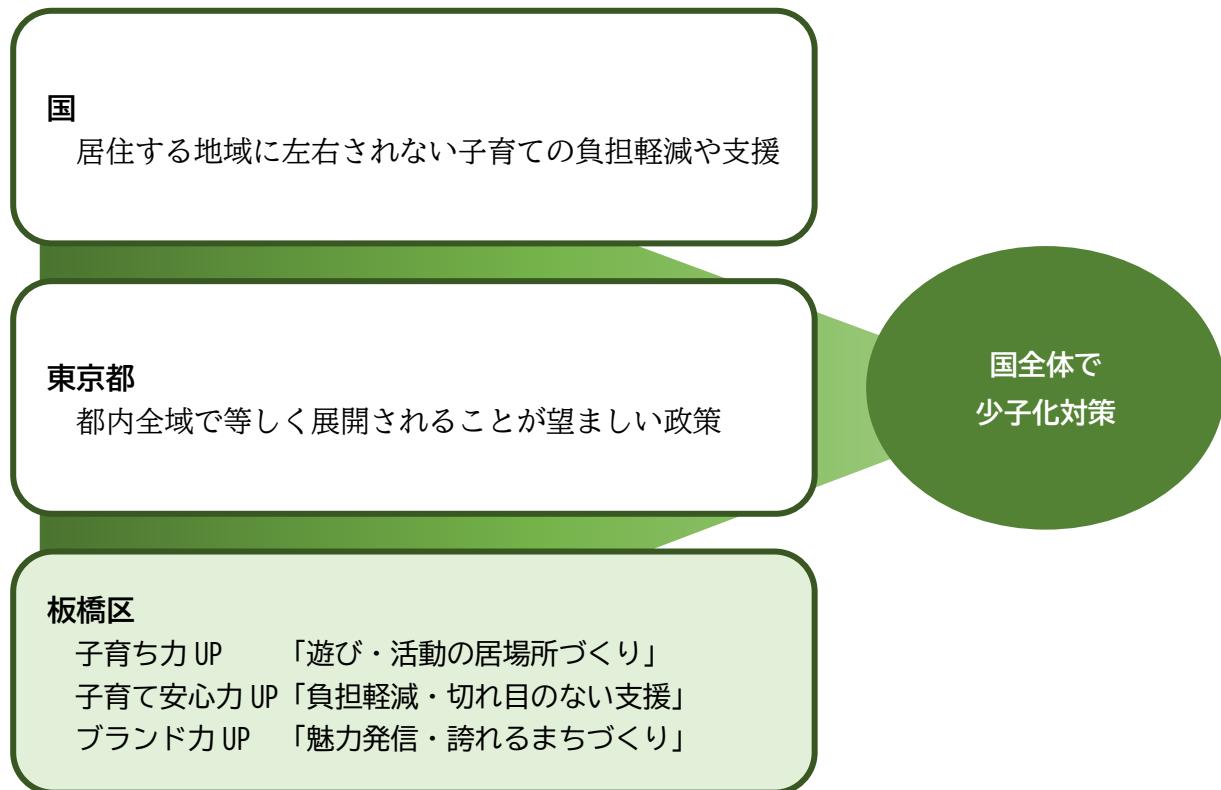
計画を推進するために

- (1) 子どもの権利・参画・意見反映
- (2) 子育ての学び・家事・子育てへの参画
- (3) 人材確保・育成支援
- (4) 進行管理

子ども・若者・子育て世代が住みたくなるまち
「板橋区基本構想（令和7年10月議決）」

3 子ども政策Ⅰ 「少子化対策バージョンアップ戦略」

- 少子化が国全体で進む一方で、依然として東京においては18歳から20歳代前半の人口が転入超過の状況であり、一極集中の批判を受ける中、特別区としては地方と共存共栄を図るために、全国の自治体と連携を推進しているところです。
- このことを踏まえ、板橋区としては、地方と人口を奪い合うのではなく、居住する地域に左右されない子育ての負担軽減や支援は国の政策として実施されることを基本とし、必要に応じて、国へ要望していきます。
- また、人やモノの移動・交流や企業・経済活動、医療政策などが特別区の区域を越え、東京全体にわたって展開されてきた歴史や現状、さらには首都東京特有の事情等を踏まえ、東京都内全域で等しく展開されることが望ましい政策については、必要に応じて、東京都へ要望していきます。
- 板橋区では、国や東京都による少子化対策との適切な役割分担のもと、地域で子どもたちが遊び・活動しやすい環境づくり、安心して子育てできる切れ目のない支援、そして、若い世代が住みみたい・住み続けたいと愛着や誇りに思うまちづくり、これら3つの視点を柱として施策を戦略的に展開し、子育て世代の転出超過に歯止めをかけるとともに、定住化を促進していきます。



(1) 子育ち力 UP 「遊び・活動の居場所づくり」

遊びや体験活動は、子ども・若者の健やかな成長の原点です。子どもたちが安心して安全に遊び・活動できる、板橋ならではの居場所について質の向上を図ることで、「板橋で遊びたい、活動したい」「板橋で子どもを育てたい」という意識を醸成します。

【戦略展開の方向性】

- 乳幼児親子がともに成長できる場として、先進的に取り組んできた子育て応援児童館 C A P ‘S のさらなる機能向上と利用の促進を図ります。
- 待機児解消のため整備してきた民間保育所において欠員が発生している状況を踏まえ、希望する保育所等において、保育所の利用がない未就学児の健やかな成長を支援します。
- 区立全小学校に「あいキッズ」を展開してきた強みを生かし、保育園から小学校入学に伴う朝の居場所のギャップを解消します。
- 中学生部活動の地域移行・地域展開を進めるとともに、生涯学習センター（まなぼーと）内の「i-youth」について機能の充実を図るなど、中高生・若者の居場所・活動の場を提供します。
- 日常生活に必要な商業施設、子育て支援施設、教育施設などが集積する拠点の形成だけでなく、地域の自然・歴史・文化を活かし、公園などのみどり空間において、遊び・活動の機能充実を進めます。
- 子ども・絵本関連施設、公園、まちづくり、区のイベントなどにおいて、子どもたちが社会体験等を通じ自主的に学び合えるクラブ活動などを展開し、未来の創造都市（クリエイティブシティ[※]）を担う子どもたちをはぐくみます。

※創造都市（クリエイティブシティ）…創造都市とは、芸術・文化・デザインなどの創造的な活動を、都市の経済や社会の活性化に結びつける考え方、またはその取組を積極的に進める都市のことです。板橋区では、「絵本のまち板橋」の取組を象徴として、区内に根付く文化・産資源を活かし、創造性を核としたブランド力の強化や SDGs の推進を進めています。

【主要施策①】児童館機能の充実

○気軽に相談・つなぐ力 UP

これまで同様、主な対象を乳幼児親子とし、身近な地域で遊びや交流のついでに、気軽に相談できる児童館として、国の制度である「地域子育て相談機関」に位置付け、人材の育成及びDXの活用等によってこども家庭センター機能との連携強化を図ります。

18 地区に1か所を基本としつつ、複数館ある志村坂上・中台・下赤塚・成増・高島平地区は、人口や地理的条件・行動範囲・乳幼児親子の利用者数などを考慮して2館ずつとし、計23館とします。なお、現在、児童館が配置されていない富士見地区には、旧板橋第四中学校等跡地の活用に併せ、富士見台児童館を移転します。

○子育ち応援・魅力 UP

児童館26館のうち、地域子育て相談機関に位置付ける23館を除いた3館、及び高島平地域のまちづくりや旧板橋第四中学校等の活用において、中高生や保護者まで惹きつける活動・交流の場、自主性をはぐくむ自由な居場所、さらには地域コミュニティ施設との複合化等による多世代交流機能の付加も視野に入れた民間活力による新たな児童館を検討します。

5年間の目標

- 児童館全職員の研修修了による相談力 UP
- 乳幼児親子来館者数の増加
- 入退館及び相談記録のDX化
- 「こども家庭センター」機能との連携強化
- 新たな児童館の具体化

【主要施策②】区立保育園の再整備

○これからの保育施策に関する基本的な考え方

- 待機児解消に向けた施設整備による定員増を中心とした「量」の施策から転換し、公立・私立の優劣なく、個々の特色を生かしながら、全体として保育サービスの質の確保・向上を図ります。
- 「保育の必要性のある家庭」への対応のみならず、多様なニーズにも対応しながら、全てのこどもについて適切な養育や健やかな成長・発達を支援する取組など、保育施設の多機能化を図ります。

○区立保育園の役割

- 新たな課題への試験的な対応
- 災害時や民間保育施設の撤退等による緊急時の保育需要への対応
- 私立認可保育所の欠員対策に向けた調整弁としての役割
- 地域子育て相談機関としての役割及びその人材育成
- その他、組織力を生かした弾力的な運営

○区立保育園の配置と再整備・民営化

- 板橋区子ども・子育て支援事業計画における幼児教育・保育提供区域（5地域）それぞれに一定数以上を区立として存続・改築等の再整備計画を検討、併せて民営化計画を見直します。

5年間の目標

- 区立保育園の再整備に着手
- 区立保育園民営化計画の見直し

【主要施策③】保育所等の利用がない未就学児の健やかな成長支援

○子育て応援児童館C A P' Sの利用促進

少子化・核家族化が進む中にあって、保育所等の利用がない家庭に対し、他の親子との遊びや交流、様々な体験・経験ができる環境として、これまで区が先進的に取り組んできた子育て応援児童館C A P' Sの利用をさらに促し、孤独や孤立の防止にもつなげていきます。

○乳児等通園支援事業の実施

「すべての子どもの育ちを応援し、良質な成育環境を提供する」ことを目的として、令和8年度から幼稚園・保育所等において、東京都の「多様な他者との関わりの機会の創出事業」を活用しながら、国制度の乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を給付事業として実施します。

また、乳児等通園支援事業が満3歳以上の児童を対象としていないことを踏まえ、乳児等通園支援事業の利用から幼児教育・保育施設の利用への連携・接続について検討します。

5年間の目標

- 保育施設に入所していない0～2歳児の利用増加
- 多様な他者とのかかわりの機会の創出事業（乳児等通園支援事業の上乗せ制度）における需要を満たす供給量の確保

区全体	(延べ利用人数)											
	令和8年度			9年度			10年度			11年度		
	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
量の見込み (需要数)(A)	600	1,938	3,561	599	1,862	3,693	571	1,855	3,546	549	1,771	3,534
目標事業量 (供給目標量)(B)	600	1,938	3,561	599	1,862	3,693	571	1,855	3,546	549	1,771	3,534
過不足(B)-(A)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※（1日あたりの利用者数）×20日×12か月で算出

なお、「1日当たりの利用者数」は、「多様な他者との関わりの機会の創出事業」の実績やニーズ調査結果による利用希望で「利用したい」と回答した割合等を加味して設定しました。

【主要施策④】新たなあいキッズの展開と居場所づくりの推進

○あいキッズ室等において早朝に登校する小学生を見守る体制を構築します。日中は不登校児等の居場所を提供するほか、地域人材の活用等による体験・交流活動を一層充実させなど、学校敷地内にある強みを活かした「一日の居場所」へ進化させます。

5年間の目標

- 全区立小学校で実施

【主要施策⑤】各児童館における小学生の居場所機能の検討

○これまで同様、小学生の核となる居場所は「あいキッズ」を基本とし、子どもの声を反映した魅力的な体験・交流活動の内容・頻度の充実に取り組むとともに、「あいキッズ」以外に選択できる居場所の一つとして、地域子育て相談機関となる児童館は乳幼児親子の利用を優先しながら、全館一律ではなく、各児童館の事情に応じて、可能な範囲で小学生の居場所機能の充実を検討していきます。

5年間の目標

- 各児童館の事情に応じて小学生の居場所機能の充実

【主要施策⑥】部活動の地域移行・地域展開による中学生の成長機会の確保

○令和6（2024）年3月に板橋区教育委員会において策定した「板橋区立中学校部活動地域移行推進ビジョン 2030」の具体的な取組を示す「板橋区立中学校部活動地域移行実施計画2028」に基づき、いたばし地域クラブの充実、部活動を支援する外部人材活用及び受け皿となる団体の認定・登録制度の検討などを推進します。

5年間の目標

- 新たな個別クラブの設置（設置校数・部員数ともに多い運動種目の設置）
- 持続可能な運営体制の構築
- 部活動指導員の活用
- 部活動指導補助員の活用
- 中学生が民間のクラブの情報にアクセスできる仕組みの検討
- 民間のクラブ活動に係る認定・登録制度の検討

【主要施策⑦】i-youthにおける中高生・若者の居場所・支援の充実

○大原・成増の生涯学習センター（まなぼーと）では、中高生・若者が意見交換を行う機会を設け、利用者・団体が企画運営に携わる事業・イベントを実施しています。若者を支援する団体の協力を得て、様々な課題をもつ若者に対する相談機能等を構築し、地域の中で活動しやすい環境づくりに取り組みます。

○成増生涯学習センターの改修、旧板橋第四中学校の跡地活用に伴う大原生涯学習センターの移転に併せ、i-youthにおける中高生・若者の居場所・支援機能の充実を検討します。

5年間の目標

- 成増生涯学習センターの改修に併せた i-youth の充実
- 旧板橋第四中学校跡地を活用した大原生涯学習センターと富士見台児童館の複合化に向けた再整備着手

【図表 日中の居場所イメージ】



乳幼児

①子育て応援児童館CAP'Sの相談・DX機能強化

18地区に1か所を基本とし、計23館を国の地域子育て相談機関に位置づけ、こども家庭センター機能との連携など相談・DX機能の充実

②区立保育園の再整備

幼児教育・保育提供区域（5地域）それぞれに一定数以上を区立として存続・改築等の再整備計画を検討、併せて民営化計画の見直し

③保育所等の利用がない未就学児の健やかな成長支援

子育て応援児童館CAP'Sの利用促進を図るほか、幼稚園・保育所等において、東京都の「多様な他者との関わりの機会の創出事業」を活用しながら令和8年度から乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を給付事業として実施

④新たなあいキッズの展開と居場所づくりの推進

あいキッズ室等において早朝に登校する小学生を見守る体制を構築、日中は不登校児等の居場所を提供するほか、地域人材の活用等による体験・交流活動を一層充実させるなど、学校敷地内にある強みを活かした「一日の居場所」へ進化

⑤各児童館における小学生の居場所機能の検討

あいキッズ以外に選択できる居場所の一つとして、全館一律ではなく、各児童館の事情に応じて、可能な範囲で小学生の居場所機能の充実を検討

⑥部活動の地域移行・地域展開による中学生の成長機会の確保

いたばし地域クラブの充実、部活動を支援する外部人材活用及び受け皿となる団体の認定・登録制度の検討などを推進

⑦i-youthなどにおける中高生・若者の居場所・支援の充実

成増生涯学習センターの改修、旧板橋第四中学校跡地を活用した大原生涯学習センターと富士見台児童館の複合化、中高生も利用できる新しい児童館の検討によって、中高生・若者の居場所・支援機能を充実

小学生

中高生・若者

◎子どもの社会体験等に資する自主的な活動を拡げる取組

子ども・絵本関連施設、公園、まちづくり、区のイベントなどにおいて、子どもたちが社会体験等を通じ自主的に学び合えるクラブ活動などを展開し、未来の創造都市（クリエイティブシティ）を担う子どもたちをはぐくみます。

(2) 子育て安心力 UP 「負担軽減・切れ目のない支援」

子育てにかかる費用負担の軽減とともに、妊娠から出産・育児・成長期まで伴走型の相談支援の充実を図り、経済的支援と精神的支援の両輪で施策を推進することによって、若者・子育て世代に安心して子育てできる環境を整えます。

【主要施策】

①子ども・若者・子育て家庭への経済的支援

主要事業	産前産後	乳幼児	小学生	中学生	16歳～
不妊検査等助成【都】	→				
無痛分娩費用助成【都】	→				
妊娠のための支援給付	→				
育児パッケージ	→				
赤ちゃんファーストギフト		→			
出産育児一時金		→			
バースデーサポート		→			
児童手当					→
0・1・8サポート【都】					→
子ども医療費助成					→
保育料無償化		→			
学校給食費無償化			→		
就学援助			→		
高校授業料無償化【国・都】				→	
高等教育の就学支援新制度【国】				→	

- 妊娠から1歳までに支給される手当等（妊娠のための支援給付、育児パッケージ、赤ちゃんファーストギフト、バースデーサポート、児童手当、0・1・8サポート）の総額は、令和7（2025）年4月現在、それぞれ最大で、第1子51万円、第2子52万円、第3子61万円です。
- 東京都では所得にかかわらず、すべての子どもの基本保育料を無償化しています。最大で、0～2歳は月額42,000円、3～5歳は月額37,000円の負担が軽減されています。
- 板橋区では、学校給食費を無償化しています。区立小学校では年間約58,000円、区立中学校では年間約69,000円の負担が軽減されています。

【主要事業の概要】

事業名	概 要
不妊検査等助成【都事業】	保健医療機関での不妊検査及び一般不妊治療に要した費用（保険薬局における調剤を含みます。）について、5万円を上限に助成します。
無痛分娩費用助成【都事業】	東京都において、助成要件を満たした都民を対象に、無痛分娩に要した費用について10万円を上限に助成します。
妊娠のための支援給付	妊娠に対して、以下のとおり給付金を支給します。 ・妊娠支援給付認定後：5万円 ・妊娠している胎児の数の届出後：子ども一人につき5万円
育児パッケージ	妊娠面接を受けた方に、板橋区育児パッケージ（1万円分の電子ギフト）を配布します。
赤ちゃんファーストギフト【都事業】	子育て家庭に対し、東京都が10万円相当の育児用品や子育て支援サービス等を選べるギフトカードを送付します。 妊娠届出時・出産予定日8週間前：それぞれ5万円分
出産育児一時金	国民健康保険に加入している方が出産した時、出産育児一時金として出生児一人あたり50万円が世帯主に支給します。
バースデーサポート（家事・育児パッケージ）	アンケートや面談を実施した1歳を迎える子どもを育てる家庭に対して、以下の金額相当のギフトを支給します。 ・第1子6万円分、第2子7万円分、第3子以降8万円分
児童手当	出生から18歳になった最初の3月31日までの児童を養育している方に、以下の金額を支給します。 ・3歳未満：月額15,000円（第3子以降：30,000円） ・3歳以上～高等学校第3学年修了年代まで：月額10,000円（第3子以降：30,000円）
018サポート【都事業】	都内在住の0歳から18歳までの子供を対象に月額5,000円（年間最大60,000円）を東京都が直接支給します。
子ども医療費助成	健康保険診療の範囲内で、自己負担分の医療費を助成します。
保育料無償化	令和7年9月1日より、全世帯の子どもの保育料を無償化します。
学校給食費無償化	令和5年9月より、学校給食費を無償化しています。
就学援助	区内に在住で、国公立の小・中学校に通学している児童・生徒の保護者のうち、対象となる（教育委員会に判定された）方の学校生活で必要な費用の一部を板橋区が援助する制度です。
高校授業料無償化【国・都事業】	令和6年度から、所得制限なしで、高校等の授業料無償化しています。 ・都立学校（都立高等学校、都立中等教育学校の後期課程及び都立特別支援学校の高等部（本科））に在学する生徒では、最大36か月（定時制及び通信制の課程においては48か月）にわたり、授業料を国が助成 ・私立高校では、国の「就学支援金」と都の「授業料軽減助成金」を合わせて、都内私立高校平均授業料相当（全日制・定時制課程は年額484,000円、通信制課程は年額265,000円）を上限に助成
高等教育の就学支援新制度【国事業】	令和2年より、家庭の経済状況に関わらず、大学等に進学できる機会を確保できるよう、授業料・入学金の免除または減額と返還を要しない給付型奨学金を支給しています。

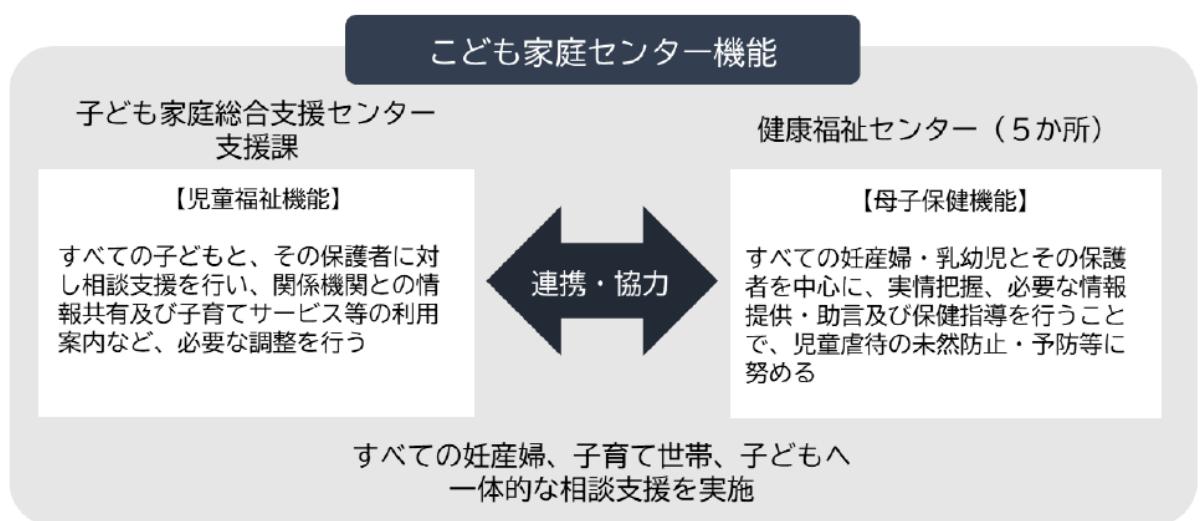
②「こども家庭センター」機能の強化

○令和4（2022）年の児童福祉法改正によって、市区町村は、児童福祉分野と母子保健分野に関し一体的に相談支援を行う「こども家庭センター」を設置することが努力義務となりました。また、市区町村は「地域子育て相談機関」の整備に努めることとされ、令和6（2024）年から制度が施行されました。

○区では、令和6（2024）年4月から、従前の子ども家庭総合支援拠点であった子ども家庭総合支援センターの支援課長を「こども家庭センター」機能の長とし、統括支援員を配置のうえ、区内5か所の健康福祉センター（従前の子育て世代包括支援センター）と連携・協力しながら、母子保健・児童福祉両分野が互いの強みを生かし、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもに対する一体的な相談支援のほか、子育て世帯とつながる工夫、関係機関との連携などを実施する体制を構築し、運用を開始しています。

○「こども家庭センター」機能により、妊娠届から妊産婦支援、子育てや子どもに関する相談を受けて、支援を要する子ども・妊産婦等へのサポートプランの作成や、民間団体と連携しながら、多様な家庭環境等に関する支援とその体制の充実・強化を図っていきます。

○子ども家庭総合支援センターは、子どもや保護者の置かれた状況や過去の相談経緯等から、子どもの身近な場所において、家庭支援事業を活用するなどして、継続的に寄り添った支援が適当と考えられる事例については、「こども家庭センター」機能を活用し、関係機関と連携を図りながら、効果的に子どもや保護者に対する支援を実施します。



○「地域子育て相談機関」は、すべての妊産婦及び子どもとその家庭等を対象に、相談支援のほか、情報発信、子育て世帯とつながる工夫、関係機関との連携などを業務内容とするものと規定されています。区では、児童館を「地域子育て相談機関」として位置付けることや、「こども家庭センター」機能との連携強化を見据え、児童館の今後の方向性を検討します。

③ 子ども家庭総合支援センターの機能強化

子ども家庭総合支援センターは、増加する児童虐待相談と複雑化する事例への対応を強化し、子どもと家庭の支援の向上を図るため、「いたばし子育て支援・社会的養育推進プラン2029」に基づき、児童相談所における人材確保・育成に向けた取り組みを進めます。

【主な取組】

○子ども家庭総合支援センターの強化に向けた取り組み

外部機関による運営評価を2年に1回実施し、質の高い支援体制を維持します。児童相談行政の専門性の維持・向上のため、AI等の業務支援ツール導入の可能性について検討を進めます。

○人材確保・育成に向けた取り組み

「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に沿って、児童福祉司等の増員や法的対応体制の強化、職員に対する研修の実施、子ども家庭ソーシャルワーカー資格の取得促進などにより、専門性の向上に取り組んでいきます。

(3) ブランド力 UP「魅力発信・誇れるまちづくり」

- 区民意識意向調査をはじめ各種調査の結果から、子育て世代が「住みやすい」「住み続けたい」「愛着がある」と感じている割合は8割から9割台と高い一方で、「誇りに思う」と感じている割合は未だ5割に満たない状況です。
- 自分たちのまちを「子育てしやすい」「子どもが健やかに育つまち」として「誇りに思う」まちづくりが進めば、転出を思いとどまったり、あるいは他自治体からの転入につながったり、さらには若い世代の定住化につながっていくものと考えられます。
- 子育ち・子育てに関するサービスや制度のわかりやすく効果的な周知に加え、当事者である子どもや若者・子育て世代の区政参加を推進しつつ、住宅・商業・公共施設のバランスがとれた快適で便利な住みやすいまちづくり、特色ある公園や子育て・教育施設の再整備などに取り組みながら、ブランド力を高め、それらの魅力をわかりやすく発信していきます。

【主要施策】

①子育て世帯・若者への魅力的でわかりやすい情報発信とDXの推進

- ライフステージや目的に応じて、必要な子育て情報をわかりやすく発信できるよう、区のホームページの再構築やデジタル技術を活用することで、対面・オンライン共に利便性を高め、利用者がサービスを選択できるようにします。
- 国が運用する「子育て支援制度レジストリ※」に参加し、子育てに必要な情報を最適に届けられる仕組みづくりに取り組みます。

5年間の目標

- 必要な情報を入手しやすい子育て世代の満足度向上
- デジタル技術を活用することにより、利用者サービスの向上

※子育て支援制度レジストリ…子育てに関する給付金や相談窓口など都内各区市町村と東京都の子育て支援制度に関する公開情報について、誰もが簡単に探し活用できるようにするDXの取組。

②子ども・若者の声を聴く仕組みと区政参加の推進

- 子ども・若者を対象とした施策等の計画策定等にあたり、アンケートやヒアリング、ワークショップなど様々な手法を用いて、子ども・若者の声を聴き、区政への反映に努めます。
- 計画策定時に限らず、子ども・若者がいつでも区へ意見等を表明しやすい仕組みづくりに努めます。

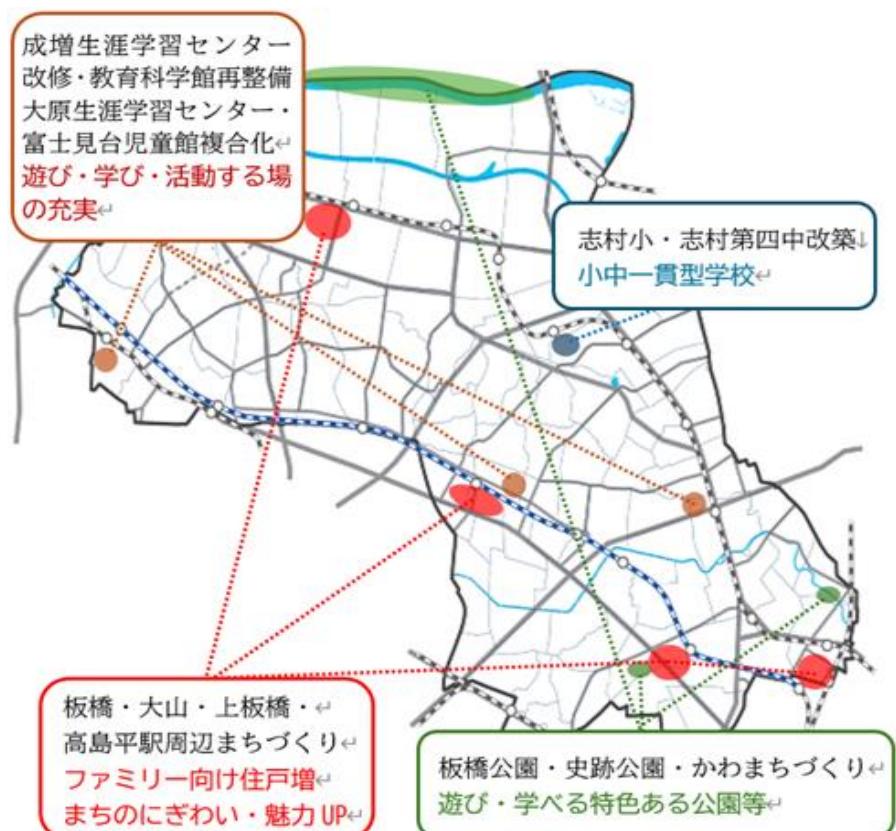
5年間の目標

- 子ども・若者の意見を聴いて策定する個別計画 100%
- 子ども・若者が意見等を表明しやすい仕組みの構築

③子どもや若者・子育て世代が誇りに思うまちづくりの推進

- 区への愛着形成を図るため、これからの中長期においては身近な生活圏の回遊性を高める概念を取り入れ、公共施設を核とした交流と活動の場づくりとして、公共施設や公共空間（民間敷地含む）を有効に活用しながら、安心・安全な子どもの居場所づくりに向けて、組織横断的・官民連携による空間整備に取り組んでいきます。
- 板橋駅・大山駅・上板橋駅・高島平駅、それぞれの周辺で再開発事業などのまちづくりが進み、若い世代の流入を見込んだ大規模集合住宅や、にぎわいを創出する商業・公共施設の整備などを促進します。
- 旧板橋第四中学校の跡地などを活用し、乳幼児親子から若者まで、多世代と交流できる居場所や学び・文化・スポーツなどの活動ができる環境を整備します。
- 交通公園として親しまれる板橋公園の再整備や、国史跡に指定された陸軍板橋火薬製造所跡を活用した史跡公園の整備、かわまちづくり、生涯学習センター（まなぽーと）・教育科学館の再整備、魅力ある学校づくりなどに取り組みます。
- 子育て世帯が安心して住み続けられる住まいづくりとして、既存住宅のリノベーションを推進するほか、子育て世帯向け住宅の供給を促していきます。

5年間の目標	<ul style="list-style-type: none">○板橋駅・大山駅・上板橋駅周辺まちづくり等に伴う子育て世代の増加○旧板橋第四中学校跡地活用の推進○特色ある公園や社会教育施設・学校の整備○子育て世帯のリフォーム実施率の増
--------	--



4 子ども政策Ⅱ「ライフステージ別基本施策」

子どもの誕生前から青年期の若者まで、心身の発達過程にあるライフステージ別に必要な経済支援、相談支援、健康支援など基本的な施策を推進します。

(1) 子どもの誕生前から幼児期（幼保小接続含む）

	産前・出産	0～2歳	3歳～小学1年
経済支援	①すぐすぐカード ②妊婦のための支援給付 ③育児パッケージ ④特定不妊治療助成 ⑤妊娠高血圧症候群等医療費助成 ⑥無痛分娩費用助成 ⑦出産一時金	⑧赤ちゃんファーストギフト ⑨バースデーサポート ⑩児童手当 ⑪018 サポート【都】 ⑫子ども医療費助成無償化 ⑬保育料無償化	⑭学校給食費無償化 ⑮就学援助
相談支援	①子どもなんでも相談（24時間365日） ②妊婦・出産ナビゲーション事業（妊婦面接） ③伴走型妊婦訪問事業（妊娠8か月頃アンケート） ④産後ケア（宿泊、通所、訪問）	⑤乳児家庭全戸訪問 ⑥いたばし子育てNAVIGATION ⑦区立保育園子育て相談 ⑧児童館子育て相談 ⑨森のサロン子育て相談 ⑩健康福祉センター育児相談 ⑪子育て出張相談	⑫教育相談
健康支援	①妊婦健康診査 ②妊婦歯科健診	③乳幼児健康診査 ④乳幼児歯科健診 ⑤新生児聴覚検査 ⑥定期予防接種	⑦就学時健康診断
在宅支援	①赤ちゃんの駅 ②育児支援ヘルパー派遣 ③産前産後支援（ドゥーラ）	④ベビーシッター利用支援 ⑤一時保育 ⑥子育て短期支援（ショート・トワイライトステイ） ⑦ファミリー・サポート・センター ⑧児童館・森のサロン	
保育・教育		①保育施設 ②乳児等通園支援事業 多様な他者との関わりの機会創出 ③病児・病後児保育	④あいキッズ ⑤幼稚園
文化芸術		①乳幼児親子向け文化芸術事業	

○国の「はじめの100か月の育ちビジョン」令和5年（2023）において、はじめの100か月は、人生を幸せな状態（ウェルビーイング）で過ごすため、特に大切な時期とされています。しかし、すべての子どもがひとしく、健やかに育つことができるのかについては、課題があります。生まれるとき、園などに入るとき、小学校に入るときや、家庭、園、子どもについての関係機関、地域などの間に「切れ目」が多いため、社会全体で幼児期までの子どもの育ちの支えが必要です。

○はじめの100か月の考え方をふまえて、子どもの誕生前から幼児期について、幼保小接続含んだライフステージ別基本施策とします。

※「はじめの100か月の育ちビジョン」

子どもの小学1年生までの重要な時期に、一人一人が健やかに育つことができるよう、みなさんに大切にしてほしい考え方。

（子ども家庭庁「幼児期までの子どもの育ちに係る基本的なビジョン」（やさしい版）より抜粋）



【経済支援】

○国や東京都の施策を活用しながら、すくすくカード事業の充実や学校給食費の無償化など区独自の施策展開によって負担軽減を図ります。

(主要事業)

※下表に記載のない事業は43ページを参照してください。

No.	事業名	概要（対象・目標）
①	すくすくカード	妊娠中から出産後の乳幼児を抱える保護者の育児不安・負担を軽減するため、外出機会の確保やリフレッシュ機会の促進など、子育てしやすい環境づくりの推進に資することを目的として、子育て世代を応援する利用券（すくすくカード）を配付しています。区が指定する子育て支援サービスの中から好きなサービスを選び、使用することができます。
②	妊婦のための支援給付	妊婦に対して、以下のとおり給付金を支給する取組です。 ・妊婦支援給付認定後：5万円 ・妊娠している胎児の数の届出後：子ども一人につき5万円
③	育児パッケージ	妊婦面接を受けた方に板橋区育児パッケージ（1万円分の電子ギフト）を支給します。
④	特定不妊治療助成	不妊治療における経済的負担を軽減するため、体外受精及び顕微授精を行う際に、保険適用された治療と併用して自費で実施される「先進医療」に係る費用の一部を助成します。
⑤	妊娠高血圧症候群等医療費助成	妊娠によって入院医療を必要とする疾病及びその続発症を対象として、費用を助成します（条件あり）。
⑥	無痛分娩費用助成	無痛分娩に係る費用を助成します。
⑦	出産育児一時金	国民健康保険に加入している方が出産した時、出産育児一時金として出生児一人あたり50万円を世帯主に支給します。
⑧	赤ちゃんファーストギフト	子育て家庭に対し、10万円相当の育児用品や子育て支援サービス等を選べるギフトカードを支給します。
⑨	バースデーサポート（家事・育児パッケージ）	アンケートや面談を実施した1歳を迎える子どもを育てる家庭に対して、以下の金額相当のギフトを支給します。 【支援内容】家事・育児パッケージ：第1子6万円分、第2子7万円分、第3子以降8万円分
⑩	児童手当	出生から18歳になった最初の3月31日までの児童を養育している方に ・3歳未満：月額15,000円（第3子以降：30,000円） ・3歳以上～高等学校第3学年修了年代まで：月額10,000円（第3子以降：30,000円）
⑪	018サポート【都事業】	都内在住の0歳から18歳までの子供を対象に月額5,000円（年間最大60,000円）を支給します。
⑫	子ども医療費助成	健康保険診療の範囲内で、自己負担分の医療費を助成します。
⑬	保育料無償化	令和7年9月1日から幼稚園・保育所・認定こども園等を利用する世帯の負担軽減を拡大し、全世帯のお子さんの保育料を無償化します。認証保育所の場合は最大で、国の無償化（月額）42,000円とあわせて月額上限80,000円まで補助対象となります。
⑭	学校給食費無償化	板橋区では、昨今の急激な物価高騰の中、子育て世帯の経済的負担の軽減を図り、子育て支援を強化することを目的に、令和5年9月から学校給食費の無償化を実施しています。
⑮	就学援助	世帯の所得状況によって、学用品費、修学旅行費、移動教室費など学校生活で必要な費用の一部を援助します。

【相談支援】

○子どもなんでも相談を 24 時間 365 日実施するほか、地域の身近な場所で気軽に相談できる環境の充実をさらに進めます。

(主要事業)

No.	事業名	概要（対象・目標）
①	子どもなんでも相談 (24 時間 365 日)	24 時間 365 日、子育てに関する相談を匿名で受け付けます。
②	妊婦・出産ナビゲーション事業 (妊婦面接)	保健師等の専門職が、妊娠期の健康相談、子育てに関する相談、各制度やサービス等を案内します。
③	伴走型妊婦訪問事業 (妊娠 8 か月頃アンケート)	出産・子育て応援事業の「伴走型相談支援」の一環として、妊娠 8 か月頃を目安に対象の方へアンケートを送付します。ご希望の方には、保健師との面談や助産師の訪問(伴走型妊婦訪問事業)を行います。
④	産後ケア (宿泊、通所、訪問)	産後のお母さんと赤ちゃんが助産師による授乳相談や育児支援を受け、安心して子育てできるようサポートします。
⑤	乳児家庭全戸訪問	赤ちゃんが生まれた全てのご家庭に助産師または健康福祉センターの保健師が訪問します。赤ちゃんの体重計測、発育や育児、ママやパパの体調などの相談と併せて、健康診査や予防接種、子育て情報などについて案内します。
⑥	いたばし子育てNAV I	区役所に保育専門相談員を配置して、施設の利用支援を中心に子育てにかかわる相談を受け付けます。
⑦	区立保育園子育て相談	家庭における育児の悩みについて、電話による相談を区立保育園全園で平日に受け付けます。その他、園庭開放や、赤ちゃんの駅としてオムツ交換や授乳が必要な方に場所の提供、保育園の絵本や子育て情報本の貸し出しを行います。
⑧	児童館子育て相談	子育て応援児童館 C A P ' S では、児童とその保護者などを対象に、子育てに関することや日常の生活・遊びに関する相談を受け付けます。
⑨	森のサロン子育て相談	東京家政大学ヒューマンライフ支援センターが板橋区地域子育て支援拠点事業の委託を受け、運営する子育てひろばです。0 歳～3 歳児のお子さんを持つ家庭を対象とし、地域で子育てしている方はどなたでも参加できます。さまざまな人が「でいい」「ふれあい」「学びあい」「そだてあい」、" ほっ" と一息つける場所となっています。
⑩	健康福祉センター育児相談	健康福祉センターでは、授乳、発育、離乳食、歯みがきなどの育児や子育ての相談を受け付けます。来所型の「計測できる育児相談」と「いたばし子育て応援アプリ」を使ったオンラインの育児相談があります。電話による育児相談も行っております。
⑪	子育て出張相談	イオン店舗で赤ちゃんの駅内「板橋区子育て情報すくすく」で、職員による子育て出張相談を行います。
⑫	教育相談	教育支援センターでは、いじめ、不登校などへの対応、教員の働き方やハラスメントなどについて、教育相談アドバイザー等が相談を受け付け、相談の内容によって必要に応じ、関係部署や関係機関と連携し対応します。

【健康支援】

○妊娠から子どもの就学まで、各種健診・予防接種等の周知と受診勧奨に努め、母子の健康を守ります。

(主要事業)

No.	事業名	概要（対象・目標）
①	妊婦健康診査	妊娠中の定期的な健康診査にかかる費用の一部を助成します。
②	妊婦歯科健康診査	妊娠中に1回のみ、無料で歯科健診を受けることができます。
③	乳幼児健康診査	4か月、6か月、9か月、1歳6か月、3歳児、4歳・5歳児と年齢に応じた健康診査を実施します。
④	乳幼児歯科健康診査	むし歯予防のため就学前までの乳幼児に対し、歯科健診及び歯科相談を実施します。
⑤	新生児聴覚検査	生後50日に達する日まで、新生児の聴覚検査にかかる費用の一部を助成します。
⑥	定期予防接種	ロタウイルス、B型肝炎、小児用肺炎球菌など各ワクチンの定期予防接種を実施します。
⑦	就学時健康診断	入学予定の児童を対象に、内科・眼科・耳鼻咽喉科・歯科の診察と簡単な発達度についての検査を実施します。

【在宅支援】

○産前産後・幼児期において、外出や家事・育児の援助・相談支援、一時的な子どもの預かりなどによって、突発的な出来事への対応や身体的・精神的な負担軽減（レスパイト）を図ります。

(主要事業)

No.	事業名	概要（対象・目標）
①	赤ちゃんの駅	「赤ちゃんの駅」に指定されている区立施設や民間施設などでは、外出中にオムツ替えや授乳などで立ち寄ることができます。
②	育児支援ヘルパー派遣事業	妊娠中の保護者がいる世帯から、3歳誕生日前日までの子どもがいる世帯を対象に「育児支援ヘルパー」が自宅を訪問し、家事・育児などの支援を行います。
③	産前産後支援事業 (産後ドゥーラ)	妊娠中の方から産後6か月未満の方を対象に、専門的な知識や資格を持つ「産後ドゥーラ」が自宅を訪問し、保護者に寄り添いながら心身のケアや家事・育児のサポートをします。
④	ベビーシッター利用支援事業	日常生活上の突発的な事情などのために、一時的にベビーシッターによる保育を必要とする保護者に対し、その利用料の一部を補助します。
⑤	一時保育	保護者の育児疲れや入院、冠婚葬祭、家族の介護などの理由でお子さんを保育できないときに、保育園で一時的に預かります。
⑥	子育て短期支援事業 (ショート・トワイライトステイ)	保護者の育児疲れや入院、冠婚葬祭、家族の介護などの理由でお子さんを保育できないときに、保育園で一時的に預かります。保護者の育児疲れや入院、冠婚葬祭、家族の介護などの理由でお子さんを保育できないときに、宿泊を含め、施設や協力家庭で一時的に預かります。
⑦	ファミリー・サポート・センター事業	地域活動への参加などで子どもの保育ができないとき、保護者に代わって短時間の保育サービスや学校・保育園等の送迎を行う区民の主体的な子育て援助活動（育児の援助を行いたい区民と育児の援助を受けたい区民からなる会員制組織）です。
⑧	児童館・森のサロン	乳幼児親子が遊んだり、相談したりできる子育てひろばを提供します。

【保育・教育】

○法定の「子ども・子育て支援事業計画」(板橋区では令和7(2025)年3月に「いたばし子育て支援・社会的養育推進プラン2029」を策定し、令和11(2029)年度までを計画期間とする)に基づき、安定的かつ十分な幼児教育・保育の提供に努めます。

(主要事業)

No.	事業名	概要(対象・目標)
①	保育施設	保護者が就労や病気のため、日中家庭で保育できない子どもの保育を行います。
②	乳児等通園支援事業 多様な他者との関わりの機会創出	乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)は、すべての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援の強化するため、月一定時間までの利用可能枠内で、就労要件を問わず、時間単位で柔軟に利用できる事業です。 保護者の就労等の有無にかかわらず、保育所、幼稚園、認定こども園等(以下「保育所等」)を利用していない未就園児を保育所等において、多様な他者との関わりの中での様々な体験や経験を通じて、非認知能力の向上等、子供の健やかな成長を支援します。
③	病児・病後児保育	病気により安静が必要なため、保育園等に通園できない子どもを区の委託する「病児・病後児保育室」と「病後児保育室」で預かります。 小学生への病児保育にかかるニーズについて、区内施設の現状に鑑みると実施は困難な状況にありますが、引き続き他自治体の動向等も踏まえ、検討を継続します。
④	あいキッズ	学校内で、放課後子ども教室推進事業と放課後児童健全育成事業を校内交流型として運営する放課後対策事業「あいキッズ」を、区内全51区立小学校で実施します。また、あいキッズ室等において早朝に登校する小学生を見守る体制を構築します。
⑤	幼稚園	小学校就学前の子どもを預かり、幼児教育を行います。また、延長して預かり保育を行います。幼稚園、認定こども園の満3歳児から5歳児までの子どもは無償化しています。

【文化芸術】

○乳幼児親子が楽しみながら、文化芸術に触れ、又は活動できる機会の確保に努めます。

(主要事業)

No.	事業名	概要(対象・目標)
①	乳幼児親子向け文化芸術事業	板橋区文化・国際交流財団において、赤ちゃんと親子で楽しめる公演の実施や、文化会館のロビーの一般開放を行い、誰もが利用しやすい賑わいのある施設づくりを進めます。また、板橋区立美術館において、親子で楽しく造形遊びをする子どもアトリエの開催や児童館において、板橋区文化・国際交流財団のアーティストバンクを活用するなど、乳幼児親子が文化芸術に親しむイベントを実施します。

(2) 小学生から中学生

	小学生	中学生
学校教育・社会教育	①あいキッズ ②まなびのひろば けやきば ③青少年健全育成事業 ④文化芸術事業	⑤i-youth → ⑥部活動の地域移行・地域展開の推進 ⑦学び i プレイス
相談支援	⑧教育相談	→
経済支援	⑨学校給食費の無償化 ⑩就学援助	→

○板橋区教育委員会では、令和8（2026）年度から10年間を計画期間として、「MIRAI SCHOOL いたばし－教育ビジョン2035－」及びそのアクションプランである「MIRAI SCHOOL いたばし－アクションプラン2028－」を推進します。区長部局の事業も含めた様々な事業や主体との連携・協働を推進し、「いたばし全体を学びのキャンパス」へと広げることをめざします。

○また、「MIRAI SCHOOL いたばし－教育ビジョン2035－」での多様な学びに関する考え方を受け、子どもの特性や背景によらず、多様な一人ひとりの状況に対応した学びをめざし、「MIRAI SCHOOL いたばし－アクションプラン2028－」に基づく、多様な学びに関する取組の推進、充実を図るため、「MIRAI SCHOOL いたばし－多様な学び推進2028－」を策定しています。

※「MIRAI SCHOOL いたばし」とは

すべての教育施策を通じて、区民一人ひとりが学び教え合う中で「5つのチカラ（=MIRAI）」をはぐくみ、「いたばし全体を学びのキャンパス（=SCHOOL）」へと広げていきます

Motivation / 自分らしく進むチカラ

Inclusion / 認め合って生きるチカラ

Relation / つながり助け合うチカラ

Activation / 自ら行動を起こすチカラ

Innovation / ゼロから切り拓くチカラ

(主要事業)

No.	事業名	概要（対象・目標）
①	あいキッズ	学校内で、放課後子ども教室推進事業と放課後児童健全育成事業を校内交流型として運営する放課後対策事業「あいキッズ」を、区内全51区立小学校で実施します。
②	まなびのひろば けやきば	ひとり親家庭や経済的に困窮している家庭の子どもとその保護者に対して、世帯への相談支援や子どもへの学習支援、学校・家庭以外の居場所づくりを行う居場所支援などの様々な支援を行います。
③	青少年健全育成事業	青少年健全育成地区委員会や青少年委員会をはじめ、多くの関係団体とともに、地域行事やボランティア活動などを通して、青少年の健全育成活動に取り組みます。
④	文化芸術事業	板橋区文化・国際交流財団では、区内小中学校を対象に、音楽家や落語家など、様々な芸術家を派遣し、鑑賞機会を提供します。学校からの要望に応え、様々な芸術ジャンルの提案を実施します。アーティストバンク登録者を中心に派遣し、区内アーティストとの出会いの場とします。また、文化会館等の事業告知も強化し、子どもたちの興味関心につなげます。
⑤	i-youth	i-youthは、卓球やダンスの練習ができるスタジオや、静かに自主学習ができる部屋などを備えた若者の居場所です。成増と大原の2か所で実施しています。
⑥	部活動の地域移行・ 地域展開の推進	中学生のスポーツ・文化芸術活動の機会確保のため、行政による地域クラブ「いたばし地域クラブ」を実施しています。また、受け皿となる団体等の認定・登録制度の検討をしていきます。
⑦	学びi プレイス	教育支援センターなど区の施設で、中学生・高校生の皆さんを対象に勉強を実施しています。 大学生などのボランティアの方々が勉強の仕方などの相談にも応じます。
⑧	教育相談	教育支援センターでは、いじめ、不登校などへの対応、教員の働き方やハラスメントなどについて、相談者から話を聞いて対応します。 板橋区に在学・在住している小学生・中学生とその保護者を対象に、教育相談アドバイザーが相談に応じます。相談の内容により必要に応じて、関係部署や関係機関と連携します。
⑨	学校給食費の無償化	昨今の急激な物価高騰の中、子育て世帯の経済的負担の軽減を図り、子育て支援を強化することを目的に、令和5年9月から学校給食費の無償化を実施しています。
⑩	就学援助	世帯の所得状況によって、学用品費、修学旅行費、移動教室費など学校生活で必要な費用の一部を援助します。

(3) 高校生から若者

No.	高校生	若者
経済支援	①高校授業料無償化	②高等教育の就学支援新制度 ③都立大学等授業料実質無償化
相談支援	④子どもなんでも相談 ⑤東京都教育相談センター	⑥東京都若者総合相談センター 「若ナビα」 ⑦東京都若者をサポートする ポータルサイト「若ぼた+」
社会教育	⑧i-youth ⑨学びiプレイス ⑩青少年健全育成事業	
就労支援	⑪いたばし若者サポート ステーション	

○高校生・若者になると、国や東京都の所管する事業が多くなりますが、適切な役割分担のもと、必要な情報発信に協力しながら、社会教育や就労支援において、i-youth や若者サポートステーション事業の充実を図ります。

(主要事業)

No.	事業名	概要
①	高校授業料無償化	都立高校等の授業料については、令和6年度は国に先行して実質無償化し、令和7年度は国の制度により無償化しています。
②	高等教育の就学支援新制度	令和2年4月から開始された制度授業料及び入学金の免除・減額となる制度です。
③	東京都立大学の新たな授業料減免制度	東京都立大学において学生の生計維持者が都内在住の場合、所得制限なしで授業料を全額免除します。
④	子どもなんでも相談	子ども自身の相談、保護者の方からの子育ての相談等について 24 時間 365 日電話相談を受付しています。
⑤	東京都教育相談センター	都立高校の入学、進級、進路に関する相談に対応し、助言及び情報提供等を行います。
⑥	東京都若者総合相談センター「若ナビα」	若者やその家族のための無料相談窓口です。どんな悩みでも受け付けます。
⑦	東京都若者をサポートするポータルサイト「若ぼた+」	都内のサポート・居場所を検索できるポータルサイトです。
⑧	i-youth	i-youth は、卓球やダンスの練習ができるスタジオや、静かに自主学習ができる部屋などを備えた若者の居場所です。成増と大原の2か所で実施しています。
⑨	学びiプレイス	中学生・高校生の方を対象に勉強会を実施します。大学生などのボランティアの方々が勉強の仕方などの相談にも応じます。
⑩	青少年健全育成事業	区では、青少年健全育成地区委員会や青少年委員会をはじめ、多くの関係団体とともに、地域行事やボランティア活動などを通して、青少年の健全育成活動に取り組んでいます。
⑪	いたばし若者サポートステーション	就労に向けた意欲は持ちながらも、悩みや不安を持つ15歳から49歳までの方を対象に、様々な支援を通して働きたい気持ちに寄り添い、就労に向けてサポートします。

5 子ども政策Ⅲ 「誰一人取り残さない支援施策」

計画期間の終期である 2030 年は、SDGs の目標年次でもあります。板橋区は、令和 4 (2022) 年 5 月に、「絵本がつなぐ『ものづくり』と『文化』のまち～子育てのしやすさが定住を生む教育環境都市～」をテーマとして、国から SDGs 未来都市に選定されました。SDGs の「誰一人取り残さない」という理念のもと、児童虐待の防止や社会的養育の予防と早期発見に取り組みつつ、特別な配慮や支援を必要とする子どもや家庭に対し、切れ目なく、包括的に施策を展開することによって、ライフステージに応じた子ども政策を下支えしていきます。

(1) 児童虐待防止・社会的養育の推進

- 国全体で少子化が進む一方で、児童相談所の児童虐待相談対応件数は令和 2 (2020) 年度に 20 万件を超え、増加の一途を辿っています。板橋区は令和 4 (2022) 年 7 月に児童相談所設置市となり、まだ一年を通した実績は多くありませんが、令和 5 (2023) 年度 3,909 件、令和 6 (2024) 年度 3,721 件で推移しており、代替養育を必要とする子どもは令和 5 (2023) 年度実績で 179 人のところ、5 年間で 220 人になると推計しています。
- このような状況にあって、国は令和 6 (2024) 年度末までに、各都道府県において社会的養育に関する新たな計画を策定することを求める通知を発出したことを踏まえ、児童相談所設置市である板橋区としては、東京都の策定する計画と整合を図りながら、令和 7 (2025) 年 3 月に、子ども・子育て支援事業計画における地域子育て支援事業との連携による予防と早期発見に重点を置き、板橋区児童福祉審議会からの答申を受けて「いたばし子育て支援・社会的養育推進プラン 2029」を策定し、令和 11 (2029) 年度までを計画期間として推進しているところです。
- 引き続き、「いたばし子育て支援・社会的養育推進プラン 2029」を着実に推進し、令和 11 (2029) 年度に次期プランへ改定する中で、令和 12 (2030) 年度以降の施策の方向性を定めていきます。

(代替養育を必要とする子どもの数の推計)

	令和 5 (2023) 年度 実績	令和 11 (2029) 年度 推計
代替養育を必要とする子どもの数	179 人	220 人
うち、里親等委託 児童数 (里親等委託率)	22 人 (12.3%)	85 人 (38.6%)

基本理念・基本目標

【基本理念】国の家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念を踏まえ、SDGs未来都市として計画を推進するにあたり、区民や関係者が共有すべき基本的な考え方

◎板橋の宝である子どもの「最善の利益」と「あたりまえの生活（適切な養育環境）」を保障するため、誰一人取り残さないという理念のもと、子どもの意見に耳を傾け、権利を守り、社会全体で子どもをはぐくみます。

◎子ども家庭総合支援センターや子育て施設・地域などのネットワークによる妊娠期からの切れ目のない子育て支援によって、家庭維持（家庭生活の継続・家庭における養育の継続）に向けた予防と早期発見、安心・安全の確保に最大限取り組みます。

◎代替養育が必要な場合でも、里親や児童養護施設などにおいて、家庭と同様の養育環境の確保と提供に努め、子どもの健やかな成長と「未来のおとな」に向けた自立を全力で支援します。

◎基本目標

「子どもの意見表明を支援し、権利を守るとともに、声を最大限尊重します」

「予防と早期発見による家庭維持と一時保護等による安心・安全を実現します」

「代替養育において家庭と同様の養育環境を整えるとともに、社会的自立を支援します」

施策	主な取組
子どもの権利擁護の取組の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもや関係職員に向けた権利擁護に関する説明等の実施 ○意見表明等支援事業の推進、子どもへの意見聴取等措置など
すべての妊娠婦、子育て世帯、子どもへの切れ目のない包括的な支援体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○相談体制の整備（こども家庭センター機能の開始など） ○地域子ども・子育て支援事業の整備（養育支援訪問事業など） ○支援を必要とする妊娠婦等の支援に向けた取組など
一時保護児童への支援体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○一時保護施設の適切な運営 ○適切な一時保護の実施及び一時保護委託の推進
代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭養育優先原則及びパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメント ○親子関係再構築に向けた取組など
里親・ファミリーホームへの委託の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○里親制度の普及、登録家庭数の拡大 ○里親等委託の推進に向けた取組、里親に対する支援
児童養護施設等の機能強化	<ul style="list-style-type: none"> ○高機能化及び多機能化・機能転換を踏まえた小規模かつ地域分散化の推進 ○ケアニーズが高い子どもに対する専門的なケアの充実など
社会的養護自立支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○社会的養護経験者等への自立に向けた支援体制の整備 ○児童自立生活援助事業の実施の検討など
児童相談所における人材確保・育成に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども家庭総合支援センターの強化に向けた取組 ○子ども家庭総合支援センターにおける人材確保・育成に向けた取組

(2) 特別な配慮を必要とする子どもへの支援の充実

①子どもの貧困の解消に向けた対策

○区では、現在の応援宣言において、当初、「子どもの生き抜く力の養成」「子どもが育つ家庭への支援」「子どもたちの育ちを支援する地域社会の構築」「支援につなげる仕組みづくり」という4つの基本施策からなる「いたばし子ども夢つむぐプロジェクト」を展開し、その後、実施計画2025に引き継いで子どもの貧困対策を実施してきました。

○令和6（2024）年6月、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が改正され、「子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に名称が変更されました。改正法の基本理念には、「子どもの現在の貧困を解消するとともに子どもの将来の貧困を防ぐことを旨として、推進されなければならない」こと及び「貧困の状況にある者の妊娠から出産まで及びその子どもがおとなになるまでの過程の各段階における支援が切れ目なく行われるよう、推進されなければならない」ことが明記されました。

○上位計画である地域保健福祉計画においては、「子ども・若者への支援」施策として、「子どもたちが地域住民をはじめ多様な人々と関わり、人とのつながりを育むことができるよう、『子ども食堂』と『地域』との連携を強化し、安心して過ごすことができる居場所づくりを推進します。また、単に食事提供や地域交流にとどまらず、見守りの拠点として機能するよう支援します」「子ども・若者とその保護者に対し、学習支援や安心できる居場所の提供、保護者からの相談対応、若者向けの就労相談や就労スキル習得支援など、自立に向け、個々の状況に応じた多角的な支援の提供を行います」「すべての子ども・若者が家庭環境に左右されることなく、それぞれの可能性を最大限に伸ばせる社会の実現をめざします。経済的困難を抱える家庭の子どもたちに対して、学習意欲を支える包括的な支援体制を構築し、貧困の連鎖を断ち切るための環境整備に取り組みます」としています。

○これらを踏まえ、今後も子育てにかかる経済的負担の軽減を図りつつ、子ども食堂や街かどフードパントリーの拡充、学習支援、ケアリーバー支援の充実などに取り組み、現在の貧困を解消するとともに、次世代への連鎖を断ち切ります。

（主要事業）

No.	事業名	概要・目標
①	子ども食堂支援	地域における子どもの食と居場所支援の拠点、多世代交流の機会の充実のため、その開設・運営を支援するとともに、活動を行う個人や団体に対し、支援者や活動者とのマッチング、情報提供、連絡会議、交流学習会の開催等を、多角的に支援します。
②	街かどフードパントリー運営	ひとり親家庭などの生活がお困りの方に対し食品支援・相談支援を行います。
③	まなびのひろば けやきば	ひとり親家庭や経済的に困窮している家庭の子どもとその保護者に対して、世帯への相談支援や子どもへの学習支援、学校・家庭以外の居場所づくりを行う居場所支援などの様々な支援を行っています。
④	ケアリーバー支援	児童養護施設や里親家庭等で育った社会的養護経験者（ケアリーバー）に対し、住まいにかかる費用や医療費等の助成と相談場所の提供等を通じ、経済的支援と相談支援の両輪で子どもたちの自立を支援します。

②ひとり親家庭への支援

- 区では、包括的な相談支援の構築・推進として令和5(2023)年7月、「いたばし暮らしのサポートセンター」板橋本部に、新たに「ひとり親家庭相談窓口」を設置し、専門的な相談が可能となりました。また、その他にも生活・家計・離婚前後の問題などで悩みを抱えるひとり親家庭の方、離婚を考えている保護者の方への専門的な相談窓口を開設しています。
- ひとり親家庭や離婚を検討中の保護者を対象に、区の福祉課に母子・父子自立支援員を配置し、弁護士相談や関係機関と連携した問題解決支援を行います。
- 経済的自立を促すため、就職に有利な資格取得や高等学校卒業程度認定試験の合格支援、ひとり親対象の給付金などの支援金を提供します。
- 生活安定のために、ホームヘルパー派遣、ひとり親休養ホームの利用案内、各種福祉資金の貸付など、日常生活をサポートするサービスを展開します。また、養育費の取り決めに必要な公正証書作成費用や調停・裁判、ADR手続きの経費、養育費立替保証契約に係る費用を補助し、債務名義化を支援します。
- 以上の支援は、個々の状況やニーズに合わせた母子・父子自立支援プログラムに基づき、就業・資格取得・学習・健康増進・子どもの健全育成といった多面的な側面から総合的・包括的に行います。
- また、母子生活支援施設は、社会的養護関係施設で唯一、母子が分離せずに入所し、安心・安全な環境で同居しながら支援を受けることができる施設です。母子の退所後の生活も見据え、関係機関と連携しながら、それぞれのニーズに応じた自立を支援します。
- 令和6(2024)年4月に成立した民法等改正法は、父母が離婚した後も子どもの利益を確保することを目的として、子どもを養育する親の責務を明確化するとともに、親権、養育費、親子交流などに関するルールを見直しています。この法律は、2026(令和8)年5月までに施行され、国はその円滑な施行に必要となる環境整備に関し、関係府省庁等相互の密接な連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な取組を推進するため、関係府省庁等連絡会議を設置して検討を進めています。区はその動向を注視し、適切に対応していきます。

(主要事業)

No.	事業名	概要・目標
①	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金	ひとり親家庭の親が就職に有利な資格取得をめざして養成機関で修業する場合に支給される給付金制度です。
②	母子・父子自立支援プログラム策定事業	プログラム策定員が、ひとり親家庭のお母さん、お父さんの個々の状況・ニーズに沿ったプログラムを策定し、自立に向けてお手伝いします。
③	ひとり親家庭ホームヘルパー派遣事業	学校修了前の子どもを養育しているひとり親家庭で、就労や一時的な病気等で家事・育児にお困りの時に、ホームヘルパー(家事援助者)を派遣します。
④	母子生活支援施設	母子世帯の方へ安心して子育てができる環境を提供し、将来の自立に向けたサポートを行う施設です。

③障がい児・医療的ケア児への支援

○国の基本指針「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」によると、「専門的な支援の確保及び社会の形成促進の観点から、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図ったうえで、障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ること、インクルージョンの推進が重要である。」としています。

○区の保健・福祉分野においては、「障がい福祉計画（第7期）・障がい児福祉計画（第3期）」を令和6年度から令和8年度を計画期間とし策定しました。障がい福祉を取り巻く環境は、医療的ケア児などの特性に応じて切れ目のない支援の必要性などを背景とし、多様化・複雑化しています。障がい福祉計画・障がい児福祉計画は、国の基本指針に基づき、障がいのある方又は障がいのある児童の地域生活を支援するためのサービス基盤等に係る成果目標を設定するとともに、サービスの必要量を見込み、その提供体制の確保を図るための計画です。

○各ライフステージにおいて、障がいの特性に応じた切れ目のない支援を図る（縦の連携）とともに、保健・医療・福祉・保育・教育・就労支援等とも連携した地域支援体制を強化（横の連携）し、子どもの成長発達を保障していく適切な支援の提供が必要です。そのため、板橋区地域自立支援協議会（障がい児部会）などを活用し、支援体制の構築に取り組んでいきます。また、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築に向け、検討・調整を行っていきます。

○医療的ケア児等が適切な支援を受けられるように、区市町村においては、保健・医療・障がい福祉・保育・教育などの関係機関が連携を図るための協議の場を設置するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本としています。区においては、重症心身障がい・医療的ケア児に対する支援に関し、継続的に情報共有や意見交換を行うための協議の場として、医師や当事者の親の会、特別支援学校の関係者及び区の関係部署により構成される「重症心身障がい・医療的ケア児等会議」において、協議・検討を進めています。

○医療的ケア児及びその家族に寄り添った支援をするため、新たな相談窓口の拡充（子ども発達支援センター、相談支援専門員の配置・加賀児童ホーム）などの体制を整備し、医療的ケアを必要とする子どもが個々の状況に応じた適切な切れ目ない支援を受けられる体制の構築を図ります。また、家族の就労支援事業の実施を図ります。医療的ケア児及びその家族が、必要な支援を受け、安心して暮らせるよう、継続的に不安や悩みを聞き取りながら、教育・医療・保健・福祉等の関係機関へつなぐ伴走型の支援を行います。

（主要事業）

No.	事業名	概要・目標
①	保育園、あいキッズ、小・中学校における医療的ケア児の受け入れ	区立保育園5か所で受け入れ枠を設けているほか、私立保育園における受け入れも促しています。また、小・中学校及びあいキッズにおける医療的ケア児の受け入れを行うとともに、重症心身障がい・医療的ケア児等会議を活用するなど、関係部局とも連携を図っています。
②	ほっとプログラムの実施	児童館において、発達が気になる子どもとその保護者に対して、親子遊びを通して子どもの発達を促し、臨床心理士との子育て相談などにより、育児不安や悩みの軽減を図り、親の子育てを支援するとともに、発達障がい児の早期発見、早期支援につなげます。
③	医療的ケア児等コーディネーターの配置	医療的ケア児とその家族へ適切な支援を届ける医療的ケア児等コーディネーターを配置し、地区担当保健師などと連携することにより、障がい児支援の体制強化を図ります。

④外国籍児童への支援

○区内の外国籍の児童数（0～18歳未満）は年々増加しており、令和3年には2,534人だったのに対して、令和7年には3,383人まで増加しています。4月1日時点での児童数全体の5%の割合を占めています。（10ページ参照）

○区においては令和8年度を始期とする「いたばし文化芸術・多文化共生ビジョン 2030」において、「多文化共生意識が浸透し、こころがつながるまちづくり」「言葉の違いを超えて、ともに歩むひとづくり」「日本の生活文化に馴染み、笑顔で住み続ける環境づくり」の3つを個別目標として推進していきます。

○外国籍の児童・生徒の増加傾向に伴う課題に対応するためには子どもの特性や背景に起因する多様な一人ひとりの教育的ニーズにこたえていく必要があります。日本の学校生活に適応するための支援を充実させるため、また、学校への支援も含めた、総合的な支援体制を関係機関と連携して構築することも視野に入れながら、引き続き最適なサポート体制づくりに取り組みます。

（主要事業）

No.	事業名	概要・目標
①	「やさしい日本語」の普及と活用促進	「やさしい日本語」が共通言語の一つとして認識されるよう一層の普及を図るとともに、コミュニケーションツールとして効果的に活用できるよう、取り組んでいきます。
②	日本語指導が必要な児童・生徒への対応	来日直後等で、日常の学校生活で使う日本語や生活習慣についての指導が必要な児童・生徒に対し、日本語初期指導を行い、児童・生徒が早期に学校生活に適応できるように支援します。また、区内2校に設置している日本語学級（5学級）において、学校生活や教科学習に必要な日本語指導を行います。
③	日本語教室への支援	日本語を話せない外国人が日常生活を送るうえで基本的な初級レベルの日本語を学習する文化・国際交流財団主催の日本語教室の実施や、区民主体で活動しているボランティア日本語教室を対象とした助成を行います。
④	通訳業務	日本語を話せない外国籍の児童・生徒及びその保護者に対し、区立小・中学校における授業中の通訳や保護者との連絡・面談時の通訳などを支援する「ことば支援員」を派遣します。また、板橋区文化・国際交流財団では、保育園や学校等からの依頼に基づき、外国籍児童又はその保護者との間で通訳が必要な場合に、国際交流員又は語学ボランティアを派遣します。

⑤自殺・薬物乱用防止

○国内の自殺者数は、令和6年が20,320人となり、長い期間で見ると減少傾向にあります。小中高生の自殺者数は、令和6年が529人で過去最多となるなど、新たな課題が生じています。

○区では自殺対策の本質が生きることの支援にあることを改めて確認し、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」に向けて「いのちを支える地域づくり計画2030」を策定しています。

○区における令和5年の0~19歳の自殺者数は人(9歳以下0人)で、前年より3人増加しており、平成30年以降、0~19歳の自殺者数に占める15~19歳の割合が大きくなっています。令和6年度板橋区区民健康意識調査では、いずれの年代においても、本気で死にたい等と考えた経験がある人のうち、半数以上が家族等に「相談したことではない」と回答しています。周囲に相談することなくストレスを抱え込んでしまう恐れのある人が少なくないことから、孤独・孤立の視点を含む対策が重要です。

○また、子ども・若者の薬物乱用も重大な課題です。区は、区民、地域及び関係機関・関係団体と連携し、危険ドラッグに関する乱用防止と根絶に取り組むことを平成27年6月30日に宣言しました。東京都薬物乱用防止推進板橋地区協議会と共に薬物乱用防止推進活動を行っており、区内の中学生に薬物乱用問題について関心を持ってもらうために、薬物乱用防止のためのポスター及び標語の募集を毎年行っています。

○若年層の市販薬や処方薬の乱用も深刻な問題となっており、国の調査では、医薬品の「オーバードーズ(OD)」が原因と疑われて救急搬送される人は年々増加しています。特に10~20代が約半数を占め、これは抑うつ気分の悪化や希死念慮の出現を呈しやすいなど医学的な管理も求められます。背景には社会的孤立、虐待等家族関係でのトラブルが多いことを踏まえる必要があります。

○今後も継続的な薬物乱用防止推進活動を通して、危険ドラッグのない、より健康で安全・安心なまちづくりに取り組みます。

(主要事業)

No.	事業名	概要・目標
①	教職員へのゲートキーパー研修	区立小中学校の生活指導主任を対象とし、児童・生徒の自殺のリスクが高まる夏休み明け前の時期にゲートキーパー研修を実施し、教職員の聴く力と悩みを抱えた児童・生徒への対応力向上を図ります。
②	自殺予防に関する絵本の制作	子どもたちに、自分の気持ちも友達の気持ちも大切にし、自分や友達の変化に気づき、お互いに声をかけあう雰囲気をみんなで作っていくことの大切さを学んでもらうため、「絵本のまち板橋」のもと、絵本を制作し、普及啓発に取り組みます。
③	子どもなんでも相談	子ども自身の相談、保護者の方からの子育ての相談等について24時間365日電話相談を受付しています。
④	教育支援センターでの教育相談アドバイザー事業	教育支援センターでは、いじめ、不登校などへの対応、教員の働き方やハラスメントなどについて、相談者から話を聞いて、教育相談アドバイザーが相談に応じます。

⑥児童育成支援拠点事業

- 令和4（2022）年の児童福祉法改正によって、地域子ども・子育て支援事業として、「児童育成支援拠点事業」（子どもの居場所づくりの支援）が新設されました。
- 児童育成支援拠点事業とは、養育環境などの課題を抱える主に学齢期の子どもを対象に、子どもの居場所となる拠点を開設し、子どもに生活の場を与えるとともに、子どもや保護者への相談などを行う事業です。
- 不登校だけでなく、貧困をはじめ、様々な家庭養育環境等に課題を抱える子どもの居場所については、他自治体における事例などを研究しつつ、担い手や場所・機能のほか、類似・関連事業との関係性などについて課題を整理していく必要があります。
- ニーズを適切に捉えながら、事業実施の可能性について検討し、計画期間中の実施をめざします。

⑦多様な学びの場の確保・連携

- 教室以外の多様な学びの選択肢を確保するため、学校や地域、民間団体等の関係機関との連携の充実を図ります。各学校が、不登校対応ガイドラインを基に、不登校児童・生徒への支援の充実及び、専門機関を交えた登校支援会議の充実を図っていきます。また、すべての不登校児童・生徒が一人ひとりの状況に応じた必要な支援を受けられるように、全区立小・中学校で教室以外の居場所を設置し、充実を図ります。
- 不登校児童・生徒の居場所として、板橋フレンドセンターを運営し、スタッフとの交流や体験活動を通じて、適応力や判断力をはぐくみ、社会的自立を支援します。区内大学と連携し、大学内にも不登校児童・生徒の居場所を整備します。

⑧ヤングケアラーへの支援

- 区では、令和5年に「ヤングケアラーに関する実態調査」を実施し、その結果を踏まえ、関係機関への研修の実施による普及啓発を図るとともに、令和6年度からは、ヤングケアラーアドバイザーを設置し、関係機関のサポートや関係機関同士の円滑な連携に努めています。
- また、小中学生、高校生への普及啓発を図るため、絵本のまち“板橋”らしく、板橋区ゆかりの絵本作家による動画を作成し、チラシの配布とともに周知に取り組んでいます。
- 令和6年に、子ども・若者育成支援法の改正によって、ヤングケアラーの定義が「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」とされたことを踏まえ、今後は定期的な実態把握と個別支援へつなげていく取組の充実を図り、子どもの権利擁護と虐待防止につなげていきます。

(3) 包括的支援体制の構築・強化

○区では、「地域共生社会」の実現に向けて、板橋区地域保健福祉計画に基づき、包括的支援体制の構築に向けた取組を推進しており、高齢や障がい、子ども、生活困窮など、各分野における相談機能の強化を図っています。また、地域生活課題に対応するため、ひきこもりやヤングケアラー対策の施策を展開するなど、包括的な相談支援体制の整備を進めてきました。

○しかしながら、こうした複雑・複合化した課題を抱える方や、なんらかの生きづらさや課題を抱えている方ほど自発的な相談に至りにくい傾向にあり、必要な支援が受けられず、社会的に孤立してしまうことが課題となっています。これらの課題の解決を図るためには、全庁的な連携やアウトリーチ、多機関との協働に向けた取組の推進が必要です。

○多機関協働による包括的支援体制の構築として、専門相談支援機関や行政の各分野における相談窓口に寄せられた相談については、包括的に受け止め、必要に応じて、適切な相談支援機関・関係機関につなぎます。

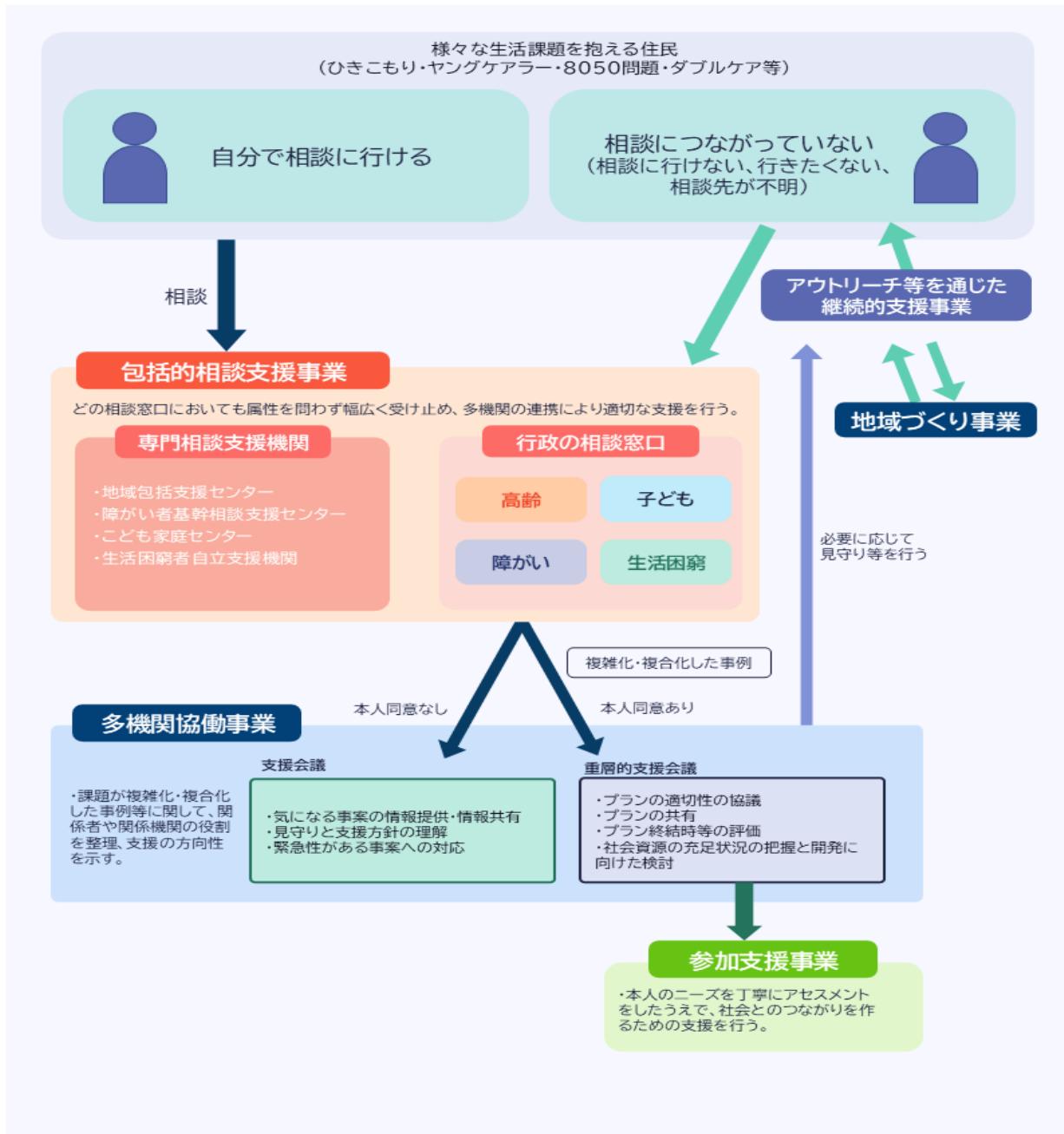
○複雑・複合化した課題に対しては、分野横断的な対応を進めるため、関係機関により構成する「重層的支援会議」等を開催し、課題の共有や各支援機関の役割分担を確認するなど、チームアプローチによる支援を行っていきます。併せて、地域の多様な社会資源（NPO・ボランティア団体、地域活動組織等）との連携・協働体制を構築し、当事者主体の支援を行っていきます。

○妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の仕組みとして、健康福祉センターや子育て応援児童館CAP'S、子ども家庭総合支援センター、学校などが連携して取り組み、個々の必要性に応じ、子どもの成長と各家庭の子育てに寄り添って、切れ目のない支援を継続的に行います。子どもたちが心身ともに健やかに、かつ安心して成長できるよう、複雑多様化する児童虐待に対し、子ども家庭総合支援センターと関係部局及び外部専門機関との連携体制を強化し、複雑多様化する相談への的確かつきめ細やかに対応することにより、虐待の未然防止や早期発見、適切な保護・支援に努めています。

○各機関の窓口に寄せられた相談情報等を迅速に共有し、組織間の緊密な連携強化を図るため、共有についての仕組みづくりを検討していきます。



板橋区における重層的支援体制整備事業の支援フロー図



6 計画指標

計画の達成度を評価するため、板橋区基本構想で掲げる概ね10年後の目指す姿（子ども・若者分野）を踏まえ、計画期間の令和8（2026）～12（2030）年度を通した成果指標を以下のとおり設定します。

政策別の指標

	項目	現状 令和7（2025）年度	目標 令和12（2030）年度
子ども政策Ⅰ 少子化対策 バージョンアップ 戦略	子どもや若者の遊びや学び、活動する場所が充実していると感じる子育て世帯の割合	—	↗
	児童館1館あたり乳幼児及びその保護者の年間延利用者数	17,441人（※1）	19,372人
	必要な情報を入手しやすい子育て世代の満足度	45.7%	↗
子ども政策Ⅱ ライフステージ別 基本施策	子育てしやすいまちであると感じる子育て世帯の割合	76.8%	↗
	産後に受けた支援についての満足度	84.5%（※1）	90%
	保育所等の待機児童数	7人	0人
子ども政策Ⅲ 誰一人 取り残さない 支援施策	あいキッズ利用者満足度調査結果「成長できた」「どちらかといえば成長できた」の割合	集計中	70%
	子育て支援策の利用満足度	—	70%
	相談の終結率	67.2%（※1）	76%
計画全体	社会的養護のもとで育つ子どもの満足度	50.7%（※1）	↗
	板橋区に住み続けたい／誇りを感じる区民（18～40歳代）の割合	84.2%/47.2%	↗ / ↗
	年少人口（0～14歳）	57,028人（※2）	60,375人（※3）

※1 令和6（2024）年度実績値

※2 令和7（2025）年10月1日時点（住民基本台帳）

※3 板橋区人口ビジョン（2025年～2050年）による設定

第4章

計画の推進

- 1 子どもの権利の尊重・声を聞く機会の確保
- 2 子育ての学び・家事・子育てへの参画
- 3 人材確保・育成支援
- 4 進行管理

1 子どもの権利の尊重・声を聴く機会の確保

(1) 子どもの権利の尊重

○こども基本法では、「全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること」とされています。

○子どもの基本的人権に関し、「児童の権利に関する条約」において、4つの基本的な考え方が示されています。

生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）

子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）

子どもの意見の尊重（意見を表明し参加できること）

差別の禁止（差別のないこと）

○東京都こども基本条例も「児童の権利に関する条約」の精神に則り、子どもを権利の主体として尊重し、子どもの最善の利益を最優先にするという基本理念掲げています。

○板橋区においても、これらの考え方方に則り、子どもの権利を尊重しながら、最善の利益を念頭に、子ども政策を展開していきます。

(2) 声を聴く機会の確保

① 区政への参加

○こども基本法では、年齢や発達の程度に応じた、子どもの意見表明機会の確保と子どもの最善の利益の優先考慮、さらに、こども施策の策定等に当たってこどもの意見反映に係る措置を講ずることを国や地方公共団体に対し義務付け、国は、「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン」を作成し、地方自治体に対して技術的助言を行っています。

○板橋区では、こども基本法が施行される以前から、東京都板橋区区民参加推進規程に基づき、子ども政策にかかる計画等の策定にあたって、適宜、アンケート調査やヒアリングなどを実施してきました。これらに加え、令和6（2024）年度には、「いたばし子どもワークショップ」を試行開催し、その結果を踏まえ、令和7（2025）年度から本格的に実施を始めています。

○「いたばし子どもワークショップ」以外にも、施策や事務事業など目的に応じて、子ども・若者の声を聴く様々な手法の調査・研究を絶えず行い、機会の充実を図りながら、可能な限り区政への反映に努めています。

② 子どもの権利擁護

○令和4（2022）年改正児童福祉法では、子どもの権利擁護に関して、里親等委託、施設入所、在宅指導の措置や一時保護の決定時等における意見聴取等措置の義務化、意見表明等支援事業の創設が行われるとともに、子どもの権利擁護にかかる環境整備が都道府県（児童相談所設置市）の事務として明記されました。

○このことを踏まえ、板橋区では、令和7（2025）年3月に策定した「いたばし子育て支援・社会的養育推進プラン2029」に基づき、子どもの権利擁護にかかる取組の充実を図っています。

○引き続き、「いたばし子育て支援・社会的養育推進プラン2029」を着実に推進し、令和12（2030）年度以降の取組については、同プランを令和11（2029）年度に改定し、継続して取り組んでいきます。

【いたばし子育て支援・社会的養育推進プラン2029における主な取組】

- 「子どもの権利ノート」等の配付
- 児童養護施設及び一時保護施設での「第三者委員」「意見箱」等の設置
- 一時保護施設での「子ども会議」の推進
- 子どもや関係機関に向けた権利擁護に関する説明等の実施
- 意見表明等支援事業の推進
- 子どもへの意見聴取等措置
- 被措置児童等虐待対応
- 被措置児童等を対象とした子どもの権利に関する理解度の確認体制の整備
- 社会的養護施策検討の際の当事者等参画

※詳細は「いたばし子育て支援・社会的養育推進プラン2029」P.80～84

2 子育ての学び・家事・子育てへの参画

○核家族化の進行や地域のつながりの希薄化など家庭をめぐる環境が変化している中で、祖父母や近隣の人から子育てに関する助言や支援、協力を得ることが難しい状況にあります。また、少子化が進行する中で、子ども・若者にとって、乳幼児と触れ合う機会が減少しているとの指摘もあります。子育て当事者が、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、子どもに向き合えるようにすることが、子ども・若者の健やかな成長のためには重要です。

○子育て相談や育児不安解消のための講座や仕事と育児の両立支援策及び育児負担軽減のための支援制度の充実を図ります。具体的には、妊娠期から産後におけるウェルカムベビー講座、乳幼児期の子育て応援教室、家事・育児支援事業の利用促進、小中学校の就学期における家庭教育支援などに取り組みます。

○国は「イクメンプロジェクト」を「共育（トモイク）プロジェクト」にリニューアルし、家事関連時間の男女差の解消等をめざしていることや、区においても令和7（2025）年度を「父親支援元年」と位置付けていることを踏まえ、仕事と育児の両立支援策だけでなく、育児不安解消のための講座やメンタルヘルス向上のための相談受付など、育児支援施策の充実を図ります。男性の家事・育児の支援にあたっては、実践的スキルの習得に向けたセミナーや家庭内での協働を促す啓発イベントなど、多角的なアプローチで取り組みます。

3 人材確保・育成支援

○幼児教育や保育に携わる者、教職員、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、社会教育に携わる者、児童相談所や児童福祉施設等の職員及び里親、障がい児支援に携わる者、民生委員・児童委員、保護司、地域でこども・若者や子育てへの支援を担っているNPO等の民間団体の職員など、こども・若者の健やかな育ちや困難に対する支援、子育て支援を適切に実施していくためには、たくさんの人材が必要ですが、少子化が進行することによって、こうした担い手を確保することも困難な時代を迎えています。

○令和6（2024）年12月、国は「保育政策の新たな方向性」の一つとして、保育人材とテクノロジーの活用等による業務改善を強力に進めるとして、主な施策として、保育士・幼稚園教諭等の処遇、保育人材の確保のための総合的な対策、保育の現場・職業の魅力発信、保育DXの推進による業務改善に取り組むとしています。

○また、児童相談所機能を担う人材確保・育成に向けては、「いたばし子育て支援・社会的養育推進プラン2029」に基づき、児童虐待相談対応件数などに応じて必要な人員を適切に確保しつつ、職員の研修・人事交流、法的対応体制の強化など様々な手法を用いて、専門性の向上に取り組んでいます。

○さらに、ヤングケアラーの支援に向けては、まずは周りの大人が気づくことが重要であり、学校、あいキッズ、民生・児童委員のほか、介護事業者など関係機関に向けた研修及び普及啓発を継続的・定期的に実施し、必要に応じて相談から見守り・個別支援につなげていく仕組みづくりに取り組んでいます。

○引き続き、こうした取組を強化しつつ、国や東京都の制度を有効活用しながら、地域における身近な大人や若者、ボランティア、ピアサポートができる人材など多様な人材を確保・育成し、専門性を高めるとともに、関係機関における連携強化を図っていきます。

○併せて、「こども性暴力防止法」に基づき、令和8（2026）年度から施行される日本版DBS（子どもと接する仕事に就く人々の性犯罪歴を確認する制度）について、国の動向を注意し、運用開始に向けた検討を進めています。

※DBS（Disclosure and Barring Service）：日本語で「犯罪証明管理および発行システム」など訳される。

4 進行管理

- 区長を本部長とする「板橋区子ども・子育て支援本部」において、毎年、成果や進捗状況を報告し、課題と今後の方向性を整理したうえで、改善につなげていくP D C Aサイクルを有効に機能させます。
- 時代と共に変化する区民ニーズの変化や法改正などの変化によって、計画内容に大きな変動が生じる場合は、迅速かつ柔軟に対応し、必要に応じて見直し等の適切な対応を図ります。
- 板橋区子ども・子育て会議条例に基づき、区の付属機関として設置している「板橋区子ども・子育て会議」(区民公募委員、関連団体・関係機関の代表者及び学識経験者などで構成)において、計画の進捗状況を報告し、意見等を伺って、施策や事務事業の改善につなげていきます。
- 計画の進捗状況は、毎年、区のホームページにおいて公表します。また、「板橋区子ども・子育て会議」についても、開催時間や周知方法などを工夫し、区民公募委員への応募や傍聴参加の増加を図るなど、情報公開と区民参加を推進していきます。

参考資料

- 1 策定経過
- 2 板橋区子ども・子育て支援本部設置要綱
- 3 板橋区子ども・子育て会議条例
- 4 板橋区子ども・子育て会議委員名簿
- 5 いたばし子育て支援・社会的養育推進プラン 2029 の
概要

1 策定経過

(1) 板橋区子ども・子育て支援本部【令和7(2025)年度】

回数	開催日	内容
第1回	令和7(2025)年4月22日	○次期「いたばし子ども未来応援宣言」の策定方針について
第2回	令和7(2025)年9月9日	○(仮称) いたばし子ども・若者・子育て応援プラン 2030 骨子案について
第3回	令和7(2025)年11月4日	○(仮称) いたばし子ども・若者・子育て応援プラン 2030 (素案)について
第4回	令和8(2026)年1月(予定)	○調整中

(2) 板橋区子ども・子育て会議【令和7(2025)年度】

回数	開催日	内容
第1回	令和7(2025)年5月8日	○次期「いたばし子ども未来応援宣言」の策定方針について
第2回	令和7(2025)年9月11日	○(仮称) いたばし子ども・若者・子育て応援プラン 2030 骨子案について
第3回	令和7(2025)年11月10日	○(仮称) いたばし子ども・若者・子育て応援プラン 2030 (素案)について(予定)
第4回	令和8(2026)年1月(予定)	○調整中

2 板橋区子ども・子育て支援本部設置要綱

(平成25年5月14日区長決定)

(目的)

第1条 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）、子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）、子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号。以下「子どもの貧困解消法」という。）及び子ども基本法（令和4年法律第77号）に基づき、板橋区において子ども政策にかかる計画を定め、推進するため、板橋区子ども・子育て支援本部（以下「支援本部」という。）を設置する。

(組織)

第2条 支援本部は、本部長、副本部長、本部員をもって構成する。

- 2 本部長は、区長とする。
- 3 本部長は、支援本部を総理する。
- 4 副本部長は、副区長の職にある者をもって充てる。
- 5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 本部員は、別表に掲げるところによる。
- 7 前項の規定にかかわらず、本部長は、特定の本部員により支援本部会議を開催することができる。

(所掌事項)

第3条 支援本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 次世代育成支援対策推進法、子ども・若者育成支援推進法、子ども・子育て支援法、子どもの貧困解消法及び子ども基本法に基づく、子ども政策の推進にかかる計画の策定、進行管理、評価及び改善に関する事項。
- (2) 前号において策定する計画と一体的に、又は連携して推進すべき子ども政策にかかる計画の策定、進行管理、評価及び改善に関する事項。
- (3) その他、子ども政策にかかる重要な事項として本部長が認めること。

2 次に掲げる場合については、板橋区子ども・子育て会議条例（平成25年板橋区条例第33号）に基づき設置する板橋区子ども・子育て会議の意見を聴き、又は助言を得るものとする。

- (1) 子ども・子育て支援法第72条第1項各号の定めに基づく事務を処理するとき。
- (2) 第3条第1号に定める事務を処理するとき。
- (3) その他、本部長が適当と認めたとき。

(会議)

第4条 本部長は、必要に応じて副本部長及び本部員を招集し、会議を主宰する。

2 本部長は、必要があると認めるときは、構成員以外の関係職員を支援本部に出席させ、意見を聞くことができる。

(子ども政策にかかる計画の推進)

第5条 子ども政策にかかる計画の実施については、東京都板橋区組織規則（昭和46年板橋区規則第5号）で定める部及び教育委員会事務局が行うこととする。

(連絡調整会議)

第6条 支援本部の円滑な運営を図るため、支援本部に連絡調整会議を設置する。

- 2 連絡調整会議の座長は、子ども家庭部長をもって充てる。
- 3 連絡調整会議の副座長は、子ども家庭総合支援センター所長をもって充てる。
- 4 その他、連絡調整会議の構成員は、別に支援本部において決定する。
- 5 連絡調整会議の開催に際し、必要なときは構成員以外の関係職員を連絡調整会議に出席させ、意見を聞くことができる。
- 6 連絡調整会議には、専門部会を置くことができる。

(事務局)

第7条 支援本部及び連絡調整会議の事務局は、子ども家庭部子ども政策課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は子ども家庭部長が定める。

付 則

この要綱は、平成25年5月14日から施行する。

(以下、省略)

(別表) 板橋区子ども・子育て支援本部本部員（第2条関係）

教育長
技監
政策経営部長
総務部長
危機管理部長
区民文化部長
産業経済部長
健康生きがい部長
保健所長
福祉部長
子ども家庭部長
子ども家庭総合支援センター所長
資源環境部長
都市整備部長
まちづくり推進室長
土木部長
教育委員会事務局次長
地域教育力担当部長

3 板橋区子ども・子育て会議条例

平成25年10月18日東京都板橋区条例第33号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項及び第3項の規定に基づき、区長の付属機関として板橋区子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務その他区長が適当と認めた事項について検討を行い、その結果に基づいて、区長に意見及び提言を行うものとする。

(組織)

第3条 子育て会議は、区民、学識経験者その他区長が必要と認める者のうちから、区長が委嘱又は任命する委員20人以内をもって組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子育て会議に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 副会長は、会長が指名する。
- 4 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第6条 子育て会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、委員の3分の1以上の者から子育て会議の招集の請求があったときは、子育て会議を招集しなければならない。

(会議)

第7条 子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

- 2 子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(意見聴取等)

第8条 会長は、子育て会議において必要があると認めたときは、関係人の出席を求めて意見や事情等の聴取を行い、又は関係人から必要な資料の提出を求めることができる。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、板橋区規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（令和5年3月15日東京都板橋区条例第9号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

4 板橋区子ども・子育て会議委員名簿

○令和7（2025）年11月～

順不同・敬称略

氏名	所属団体等	役職
1 野澤 祥子	学識経験者（東京大学大学院教育学部・教育学研究科准教授）	会長
2 吉田 正幸	学識経験者 ((株)保育システム研究所代表)	副会長
3 清水 園子	板橋区医師会	委員
4 高田 修一	板橋産業連合会	//
5 三枝 節夫	板橋区青少年健全育成地区委員会連合会	//
6 白鳥 円啓	板橋区青少年委員会	//
7 田邊 和子	板橋区民生・児童委員協議会	//
8 山田 貴之	板橋区立中学校PTA連合会	//
9 小室 仁一	板橋区立中学校校長会	//
10 大塚 かんな	板橋区立小学校PTA連合会	//
11 芦谷 佳容	板橋区立小学校校長会	//
12 館岡 由美	板橋区私立幼稚園PTA連合会	//
13 島田 麻美	板橋区私立幼稚園協会	//
14 下竹 敬史	板橋区私立保育園園長会	//
15 内山 亜希	障がい者団体	//
16 和田 英里	区民委員	//
17 斎木 朋美	区民委員	//
18 島田 莉沙	区民委員	//

○令和7（2025）年10月まで

氏名	所属団体等	役職
1 吉野 正俊	板橋区医師会	委員
2 遠藤 栄子	板橋区民生・児童委員協議会	//
3 安彦 直幸	板橋区立中学校PTA連合会	//
4 前田 康夫	板橋区立中学校校長会	//
5 伊藤 千代美	板橋区立小学校PTA連合会	//
6 木村 道人	板橋区立小学校校長会	//
7 古村 友紀	板橋区私立幼稚園PTA連合会	//
8 北 菜々子	区民委員	//
9 梅村 昌宏	区民委員	//
10 宮崎 要	区民委員	//

5 いたばし子育て支援・社会的養育推進プラン2029 概要

第1章 総論

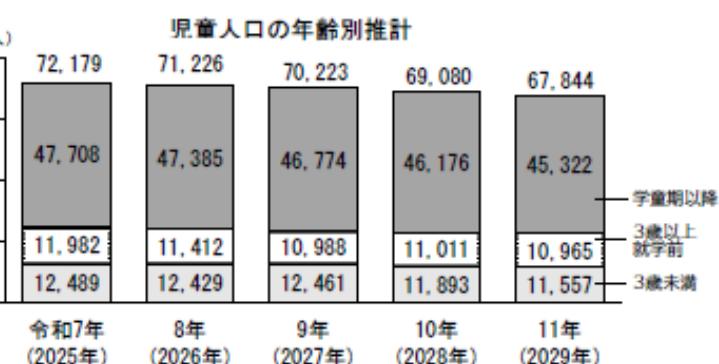
策定の趣旨・位置づけ・計画期間

- 子ども・子育て支援法（以下、支援法）に基づく子ども・子育て支援事業計画（以下、事業計画）の第2期計画期間が令和6（2024）年度で終了し、令和7（2025）年度からの第3期事業計画を策定するにあたり、児童相談所を設置する自治体に策定が求められる「社会的養育推進計画」と整合・連携を図り、令和11（2029）年度を見据えて推進
- 社会的養育の推進において、家庭養育優先原則に基づく、子ども家庭支援体制の構築等に向けた取組は、事業計画における地域子ども・子育て支援事業（法定事業）等と関連性が深いため、内容の整合を図り、両計画の計画期間を合わせて推進



児童人口の動態と推計

- 住民基本台帳によると、令和2（2020）年度以降の区の年少人口（0～14歳）は減少傾向、総人口に占める割合も低下傾向にあり、令和6（2024）年4月には10.1%
- 出生数は令和2（2020）年以降4,000人を下回り、令和5（2023）年の出生数3,412人は平成28（2016）年対比で約29%減少
- 30～49歳人口は、実数及び総人口に占める割合、5年前人口（25～44歳人口）との比較、いずれも減少傾向にあり、転出超過の傾向が継続
- 板橋区人口ビジョンの推計人口を起点に、コロナ禍の影響を考慮し、過去10年間の平均変化率から児童人口を推計すると、5年間で4,335人減少



第2章「子ども・子育て支援事業計画（第3期）」編

事業計画（第2期）の検証

- 令和4（2022）年に保育所の待機児童ゼロを達成した一方で、就学前人口が減少傾向にあり、保育定員に対する欠員が増加傾向、今後の保育施設の新規開設については、急激な保育需要増を招く大規模集合住宅の建築等を除き、慎重に検討
- 医療的ケア児の受け入れについて、令和5（2023）年度に小学校3校において看護師を配置したほか、令和6（2024）年度からは、区立保育園での受け入れをこれまでの2園から5園へ拡大するなど、体制を拡充
- すべての妊婦に保健師・助産師が面接を行い、子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を実施。「オンライン面接」や「出産・子育て応援事業」を開始し、高い面接率を維持など

基本理念・基本目標

○応援宣言の基本理念を踏まえつつ、国から選定を受けたSDGs未来都市として2030年の目標に掲げた「子育てのしやすさが定住を生む教育環境都市」をめざし、次期応援宣言を見据えた基本目標を設定

○応援宣言・基本理念

「いたばしで未来の
おとなが育っています
～みんなの力で人づくり・まちづくり～」

○SDGs未来都市としてめざす2030年の目標

「子育てのしやすさが定住を生む教育環境都市」

○次期応援宣言を見据えた施策の方向性

「いたばしで子どもを産み、育て、育ちたいと誇りに思うまち」
「誰一人取り残さず、あたたかい人と地域全体で子どもをはぐくむまち」
「緑と文化の豊かな環境で子どもが健やかに成長するまち」

○事業計画の基本目標

「待機児童のいない環境を継続し、保育需要へ柔軟に対応します」
「児童福祉と母子保健が一体的に切れ目なく子育てを支援します」

幼児期の教育・保育施設

- 幼児期における教育・保育施設の利用状況、及び子ども・子育て支援に関するニーズ調査（令和5（2023）年実施）等によって把握した利用希望（需要数）を踏まえ、就学前児童数の推移や地域の実情等を考慮し、法定の認定区分ごとに目標事業量（供給量）を設定
- すべての認定区分・地域において、需要に応えられる見込みである一方、欠員への対応が必要

		6年度 実績	7年度 見込み	11年度 見込み
1号（幼稚園、認定こども園） ※3歳以上	需要数	3,752	3,432	3,139
	供給量	5,409	5,104	4,659
2号（保育園、認定こども園） ※3歳以上	需要数	6,888	6,985	6,320
	供給量	7,478	7,571	7,661
3号（保育園、認定こども園、地域型保育事業） ※0歳	需要数	770	757	631
	供給量	1,209	1,225	1,230
3号（保育園、認定こども園、地域型保育事業） ※1歳	需要数	2,135	2,178	2,018
	供給量	2,341	2,354	2,370
3号（保育園、認定こども園、地域型保育事業） ※2歳	需要数	2,378	2,408	2,315
	供給量	2,675	2,640	2,656

※目標事業量（供給量）を見込むにあたり、以下を想定

○新規開設
(R6年10月～
R7年4月予定)
3園・定員129名

○民営化予定
3園・定員18名増
○認定こども園
幼保連携型1園増

地域子ども・子育て支援事業	
支援法第61条に基づき、同法第59条に定められた「地域子ども・子育て支援事業」の提供体制を確保	延長保育 病児保育 生活保護世帯への養育費助成による認定給付 本制度への多様な主体の参入促進 利用者支援（いわばし子育てNAVI、お母等包括相談支援等）
延長保育 病児保育 地域子育て支援機関（保育園・幼稚園） 一時預かり（幼児園型、幼稚園型以外） 利用者支援（相談・指導）	保育・養育等の円滑な利用及び質の向上に係る取組 子育て世帯助成支援拠点対応 子育て世帯助成支援拠点交換 ※ワカガル…ファミリー・サポートセンター事業の拡充。
保育・養育等の円滑な利用及び質の向上に係る取組 子育て世帯・子育て世帯全般 ハイ・アーリ・アサイン支援	○保育施設の次員に対する優柔な対応、及び認可外保育施設を含む利用者支援 ○すべての子どもの育ちを応援し、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化 ○医療的ケア児や障がい児、外国籍の児児など、特に配慮が必要な子どもへの支援を強化 ○子ども家庭センター機能の強化と地域子育て相談機関の連携・充実
第3章「社会的養育推進計画」編	背景・趣旨 ○平成28（2016）年改正児童福祉法では、子どもが権利の主体であることが位置づけられるとともに、「家庭養育先原則」が明記され、この理念の下、子どもの最善の利益を実現することが重要 ○さらに、令和4（2022）年改正児童福祉法においては、子どもの権利意識にかかる環境整備をはじめ、子ども家庭センターの設置など、子どもや家庭及び養育環境の支援を強化する様々な施策が展開 ○国は、都道府県に対し、令和6（2024）年度末までに、「社会的養育推進計画」の策定を求める通知を発出、令和4（2022）年7月に児童相談所設置市となつた板橋区においても同計画を策定し、東京都の計画と整合・連携を図りながら推進

基本理念・基本目標	
【基本理念】国の家庭養育優先原則とハイマネンシー保育の理念を踏まえ、「SDGs未来都市として計画を推進するにあたり、区民や関係者が共有すべき基本的な考え方	
◎板橋の宝である子どもたちの「最善の利益」と「あたりまえの生活（適切な養育環境）」を保障するため、誰一人取り残さないという理念のもと、子どもの意見に耳を傾け、権利を守り、社会全体で子どもを育べます。	
◎子ども家庭総合支援センターによる住民登録（家庭生活の継続・家庭における養育の継続）に向けた予防・早期発見、安心・安全の確保に最大限取り組みます。	
◎代替養育が必要な場合で、里親や児童養護施設などにおいて、家庭と同様の養育環境の確保と提供に努め、子どもの健やかな成長と「未来のおとこ」に向けた自立を全力で支援します。	
◎基本目標	施設
「子どもの意見表明を支援し、権利を守ることとともに、声を最大限尊重します」 「予防と早期発見による安心・安全を実現します」 「代替養育において家庭と同様の養育環境を整えるとともに、社会的自立を支援します」	主な取組
○子どもの権利擁護の取組の充実 ○子供や関係機関に向けた情報開示に関する説明等の実施 ○意見表明等支援事業の推進、子どもへの意見聴取等措置など ○相談支援体制の整備（こども家庭室の整備・教育支援事業の開始など） ○地域子ども・子育て支援事業の充実（教育支援事業など） ○支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組など ○一時保護施設の適切な運営 ○適切な一時保護の実施及び一時保護委託の推進	○子どもの権利擁護の取組の充実 ○意見表明等支援事業の推進、子どもへの意見聴取等措置など ○相談支援体制の整備（こども家庭室の整備・教育支援事業など） ○地域子ども・子育て支援事業の充実（教育支援事業など） ○支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組など ○一時保護施設の適切な運営 ○適切な一時保護の実施及び一時保護委託の推進
○家庭養育先原則及びマネンシー保育の理念に基づくワークスマークメント ○親子関係再構築に向けた取組など	○里親・ファミリーホームへの委託の推進 ○里親等委託の推進に向けた取組、里親に対する支援 ○高機能化及び多機能化・機能転換を踏まえた小規模かつ地域分散化の推進 ○ケアニアースが育む子どもに対する専門的なケアの充実など ○社会的養育経験者等への自立に向けた支援体制の整備 ○児童自立支援事業の強化 ○総合支援センターの強化に向けた取組 ○総合支援センターにおける人材確保・育成に向けた取組
【参考】子どもワークショップの試行開催 ○日時：令和6（2024）年8月28日（水）9時～12時30分、会場：区役所本庁舎防災センター ○事業：応事、小見 ○参加者：小学生～高校生20名程度、参考：小学校21名、中学生11名、高校生3名 ○子マード（家庭から近くて気軽に行ける場所がほしいなど） ○中学生（学校以外の居場所） ○小学生（家庭構造がこう…百神川の後、→好きなど） ○中学生（動物園など） ○高校生（子供の意見を幅広く聞く仕組み） →SNS・アフリの活用など	＜区民参加・付属機関の主な経過＞ 令和5（2023）年度 子ども・子育て支援ニーズ調査 令和6（2024）年度 社会的養育アンケート調査 8～10月 パブリックコメント募集 11月 児童相談会答申 子ども・子育て会議